

株式交換に関する事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める書面)

2021年6月8日

明星電気株式会社

2021年6月8日

株式交換に関する事前開示書面

群馬県伊勢崎市長沼町2223番地
明星電気株式会社
代表取締役社長 池山 正隆

当社は、2021年5月13日開催の取締役会決議により、2021年8月1日を効力発生日として、株式会社IHI（以下「IHI」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、同日付で、両社の間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しました。

本株式交換に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。なお、本株式交換は、IHIにおいては会社法第796条第2項に定める簡易株式交換に該当します。

1. 本株式交換契約の内容（会社法第782条第1項第3号）

当社及びIHIが2021年5月13日に締結した本株式交換契約の内容は別紙1のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第1号）

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	IHI (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.42
本株式交換により交付する株式数	IHIの普通株式：2,729,838株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1株に対して、IHIの普通株式（以下「IHI株式」といいます。）0.42株を割当て交付いたします。ただし、IHIが保有する当社株式（2021年5月13日現在 6,772,000株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付するIHI株式の数

IHI株式の数：2,729,838株（予定）

上記株式数は、2021年3月31日時点における当社の発行済株式総数（13,279,633株）及び自己株式数（8,017株）並びに2021年5月13日現在におけるIHIが保有する当社株式数（6,772,000株）に基づいて算出しております。

IHIは、本株式交換に際して、本株式交換によりIHIが当社の発行済株式（ただし、IHIが保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基

準時」といいます。)における当社の株主の皆さま(ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、I H Iを除きます。)に対し、その保有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のI H I株式を割当て交付いたします。I H Iは、本株式交換により交付する株式として、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式(2021年3月31日現在8,017株。本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により当社が取得する株式を含みます。)の全部を、基準時において消却する予定です。

本株式交換により割当て交付する株式数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、I H Iの単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている当社株式が239株未満である当社の株主の皆さまは、I H Iの単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、金融商品取引所市場においては、単元未満株式を売却することはできません。I H Iの単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、I H I株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

① 単元未満株式の買取制度(1単元(100株)未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、I H Iの単元未満株式を保有する株主の皆さまが、I H Iに対して、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度(1単元(100株)への買増し)

会社法第194条第1項及びI H Iの定款の規定に基づき、I H Iの単元未満株式を保有する株主の皆さまが、I H Iに対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数のI H I株式を売り渡すことを請求し、これを買増しすることができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、I H I株式1株に満たない端数の割当て交付を受けることとなる当社の株主の皆さまに対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数のI H I株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

I H I及び当社は、2021年1月下旬、I H Iから当社に対して、株式交換による完全子会社化に向けた協議について申し入れ、両社は、真摯に協議・交渉を重ねた結果、当社をI H Iの完全子会社とすることが、I H I及び当社の企業価値向上にとって最善の判断と考える

に至りました。

I H I 及び当社は、下記④ a.「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換に用いられる上記(1)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、I H I は、2020年10月下旬、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社(以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー」といいます。)を、当社は、2021年2月中旬、株式会社プルートス・コンサルティング(以下「プルートス・コンサルティング」といいます。)を、それぞれの第三者算定機関として選定し、また、I H I は、2020年11月上旬、西村あさひ法律事務所を、当社は、2021年2月上旬、中村・角田・松本法律事務所を、それぞれのリーガル・アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始いたしました。

I H I は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼したデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから2021年5月12日付で受領した株式交換比率に関する算定報告書、西村あさひ法律事務所からの助言、I H I が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、I H I の株主の皆さまの利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

一方、当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼したプルートス・コンサルティングから2021年5月12日付で受領した株式交換比率に関する算定報告書、プルートス・コンサルティングから2021年5月12日付で受領した本株式交換比率は当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものである旨のフェアネス・オピニオン(以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。)、中村・角田・松本法律事務所からの助言、当社がI H I に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、支配株主であるI H I との間で利害関係を有しない独立した委員のみから構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といい、その詳細については、下記④ b.「利益相反を回避するための措置」をご参照ください。)からの指示、助言及び2021年5月13日付で受領した答申書(以下「本答申書」といい、その概要については、下記④ b.「利益相反を回避するための措置」をご参照ください。)の内容等を踏まえて、I H I との間で複数回に亘り本株式交換比率を含む本株式交換の条件に係る協議を行うとともに、本株式交換比率により本株式交換を行うことについて慎重に協議・検討をいたしました。そして、本株式交換比率については、下記②「算定に関する事項」に記載のとおり、本株式交換比率は、0.42であることから、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆さまの利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、I H I 及び当社は、それぞれの第三者算定機関から得た株式交換比率の算定結果及び助言並びにそれぞれのリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案した上、両社間で株式交換比率について慎重に交渉を複数回に亘り重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うこととし、2021年5月13日開催の両社の取締役会において本株式交換を行うことを決議し、2021

年5月13日、両社の間で本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

②算定に関する事項

a. 算定機関の名称及び両社との関係

I H I の第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー及び当社の第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングは、いずれも、I H I 及び当社からは独立した算定機関であり、I H I 及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

b. 算定の概要

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、I H I 株式及び当社株式がそれぞれ金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2021年5月12日を算定基準日として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における算定基準日の株価終値、算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。

各評価手法によるI H I 株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の評価レンジは以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.311～0.369
DCF法	0.085～0.508

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びI H I の関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は算定の依頼も行っておりません。加えて、算定において参照した両社の事業計画に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーの株式交換比率の算定は、2021年5月12日現在までの情報及び経済情勢を反映したものであります。

なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーがDCF法による算定の前提とした両社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、I H I については、2022年3月期においては、民間航空エンジン等におけ

る採算性の改善、及び新事業創出のための資金確保等を目的とした資産売却の影響等により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。さらに、2023年3月期においては、民間航空エンジンにおける新型コロナウイルス感染症の拡大による影響からの回復に加え、「プロジェクトChange」にて取り組んでいる「事業構造の改革」、「コスト構造の強化」及び「ライフサイクルビジネスの拡大」の成果により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、当社については、2022年3月期においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による工期の遅れの解消に加え、前期より続く更新需要の拡大等により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。さらに、2024年3月期においては、P O T E K A（注1）の官民販売の進展に加えて、気象・環境変動のビッグデータ活用による情報提供の進展、及び宇宙技術の民間転用の拡販効果や宇宙ビジネス関連機器の需要拡大により、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、両社の当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

一方、プルータス・コンサルティングは、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき手法を検討の上、I H I については、金融商品取引所に上場しているI H I 株式の客観的価値を把握するため、市場株価法を採用して算定を行いました。

当社については、I H I と同様の理由に基づき市場株価法を採用するとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F 法を採用して算定を行いました。

各評価手法によるI H I 株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の評価レンジは以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
I H I	当社	
市場株価法	市場株価法	0.33～0.34
	D C F 法	0.28～0.48

市場株価法では、両社ともに2021年5月12日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部又は第二部における両社株式それぞれの算定基準日の終値、並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用しております。

D C F 法では、当社が作成した2022年3月期から2024年3月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が2022年3月期以降の将来において生み出すと期待されるフリー・キャッシュ・フローを、5.13%から7.38%の範囲で每期一定の割引率で現在価値に割り引いております。事業計画が存在しない2025年3月期以降については、永久成長率法により継続価値を算定しており、永久成長率は0%としております。

なお、プルータス・コンサルティングがD C F 法による算定の前提とした当社の財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2022年3月期においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による工期の遅れの解消に加え、前期より続く更新需要の拡大等により、対前年度比で営業利益が約75%増益となることを見込

んでおります。さらに、2024年3月期においては、P O T E K Aの官民販売の進展に加えて、気象・環境変動のビッグデータ活用による情報提供の進展、及び宇宙技術の民間転用の拡販効果や宇宙ビジネス関連機器の需要拡大により、対前年度比で営業利益が約50%増益となることを見込んでおります。本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、上場維持コストの削減を除き、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

また、当社は、2021年5月12日、プルート・コンサルティングから、本フェアネス・オピニオンを取得しております。本フェアネス・オピニオンは、当社が作成した事業計画及び両社の市場株価に基づく株式交換比率の算定の結果等に照らして、両社で合意された株式交換比率が、当社の少数株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオンは、プルート・コンサルティングが、当社から、当社の事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した株式交換比率の算定の結果に加えて、本株式交換の概要、背景及び目的に係る両社への質疑応答、プルート・コンサルティングが必要と認めた範囲内での両社の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討並びにプルート・コンサルティングにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております（注2）。

（注1）「P O T E K A」とは、小型気象計を利用したピンポイントの気象情報を提供するサービスをいいます。

（注2）プルート・コンサルティングは、本フェアネス・オピニオンの作成及び提出並びにその基礎となる株式交換比率の算定を行うに際して、I H I及び当社から提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに両社から聴取した情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でプルート・コンサルティングに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、上記の手続を除く調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っておりません。

また、プルート・コンサルティングは、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、両社及びI H Iの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、両社及びI H Iの関係会社からはこれらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、プルート・コンサルティングは、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での両社及びI H Iの関係会社の信用力についての評価も行っておりません。

プルート・コンサルティングが、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた当社の事業計画その他の資料は、当社の経営陣により当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、プルート・コンサルティングはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明しておりません。

プルート・コンサルティングは、本株式交換契約が適法かつ有効に作成及び締結され、

当社の株主総会で承認されること、本株式交換が本株式交換契約に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、並びに本株式交換契約に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本株式交換が本株式交換契約の条件に従って完了することを前提としております。また、プルート・コンサルティングは、本株式交換が適法かつ有効に実施されること、本株式交換の税務上の効果が両社の想定と相違ないこと、本株式交換の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本株式交換によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。プルート・コンサルティングは、本株式交換の実行に関する当社の意思決定、あるいは本株式交換と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを当社から依頼されておらず、また検討していません。プルート・コンサルティングは、会計、税務及び法律のいずれの専門家でもなく、本株式交換に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。プルート・コンサルティングは、当社より提示された本株式交換にかかる税務上の想定される効果が実現することを前提としております。

本フェアネス・オピニオンは、両社で合意された本株式交換比率が当社の少数株主にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までにプルート・コンサルティングに供され又はプルート・コンサルティングが入手した情報に基づいて、その作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、プルート・コンサルティングは本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関し、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率が当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものであることについて意見表明するにとどまり、当社の発行する有価証券の保有者、債権者その他の関係者に対し、いかなる意見を述べるものではなく、当社の株主の皆さまに対して本株式交換に関するいかなる行動も推奨するものではありません。

また、本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率に関する当社の取締役会及び本特別委員会の判断の基礎資料として使用することを目的としてプルート・コンサルティングから提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできません。

③交換対価としてIHIの普通株式を選択した理由（会社法施行規則第184条第3項第2号）

IHI及び当社は、当社をIHIの完全子会社とすることでもたらされるIHIグループの企業価値向上の成果を、当社の少数株主の皆さまにも享受していただくためには、IHIを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換の方法により、当社株式に対して、IHI株式を割当て交付することで、当社の少数株主の皆さまにIHIの株主となっていただくことが最善であると判断いたしました。

本株式交換により、その効力発生日である2021年8月1日（予定）をもって、IHIは、当社

の完全親会社となり、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2021年7月29日付で上場廃止（最終売買日は2021年7月28日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社の株主の皆さま（ただし、I H Iを除きます。）に割当てられるI H I株式は、東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、当社株式を239株以上保有し本株式交換によりI H Iの単元株式数である100株以上のI H I株式の割当てを受ける当社の株主の皆さまに対しては、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

一方、239株未満の当社株式を保有する当社の株主の皆さまには、I H Iの単元株式数100株に満たないI H I株式が割当てられます。そのような単元未満株式については、金融商品取引所市場において売却することはできませんが、単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、I H Iに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をI H Iから買い増すことも可能です。かかる取り扱いの詳細については、上記(1)(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換により当社の株主の皆さまに割当てられるI H I株式1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記(1)(注4)「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆さまは、最終売買日である2021年7月28日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができます。

④ I H I 以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項（会社法施行規則第184条第3項第3号）

a. 公正性を担保するための措置

I H I は、既に当社の発行済株式総数の51.02%（2021年3月31日現在）を保有する当社の親会社であることから、両社は、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

(a) 独立した第三者算定機関からの算定報告書の取得

I H I は、第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーを選定し、2021年5月12日付で、株式交換比率に関する算定報告書を取得いたしました。算定報告書の概要については、上記②「算定に関する事項」をご参照ください。なお、I H I は、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

一方、当社は、第三者算定機関であるプルート・コンサルティングを選定し、2021年5月12日付で、株式交換比率に関する算定報告書を取得いたしました。また、当社は、2021年5月12日付で、本フェアネス・オピニオンを取得しております。算定報告書及び本フェアネス・オピニオンの概要については、上記②「算定に関する事項」をご参照ください。

(b) 独立した法律事務所からの助言

I H I は、リーガル・アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。

なお、西村あさひ法律事務所は、I H I 及び当社から独立しており、I H I 及び当社との間に重要な利害関係を有しません。

一方、当社は、リーガル・アドバイザーとして、中村・角田・松本法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けております。

なお、中村・角田・松本法律事務所は、I H I 及び当社から独立しており、I H I 及び当社との間に重要な利害関係を有しません。

b. 利益相反を回避するための措置

I H I は、既に当社の発行済株式総数の51.02%（2021年3月31日現在）を保有する当社の親会社であることから、当社は、利益相反を回避するため、以下の措置を実施しております。

(a) 当社における利害関係を有しない本特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置の経緯

当社は、2021年1月下旬にI H I から本株式交換の提案を受けた後、直ちに、I H I 及び当社から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆さまの利益の確保の観点から本株式交換に係る検討・交渉等を行う体制の構築を開始いたしました。当社は、リーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所の助言を受けつつ、同年2月9日に当社の社外取締役及び社外監査役の全員で構成される社外役員会合を開催し、東京証券取引所に独立役員として届け出られており、当社の社外取締役として同社の事業内容等について相当程度の知見を有し、かつ、経営の専門家として豊富な経験と高い見識を有しており、本株式交換の検討を行う専門性・適格性を有すると判断される山下守氏（当社社外取締役）及び中川精二氏（当社社外取締役）、並びに東京証券取引所に独立役員として届け出られており、当社の社外監査役として当社の事業内容等について相当程度の知見を有し、かつ、弁護士としての豊富な専門知識及び経験を有しており、本株式交換の検討を行う専門性・適格性を有すると判断される入澤武久氏（弁護士、当社社外監査役）の3名を、I H I からの独立性も有していることを確認の上、本特別委員会の候補として選定いたしました。

その上で、当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、上記の3名から構成される本特別委員会を設置するとともに、本特別委員会に対し、①(a)当社の企業価値向上に資するか否かの観点から、本株式交換の是非について検討・判断するとともに、(b)当社の一般株主の利益を図る観点から、取引条件の妥当性及び手続の公正性について判断・検討した上で、本株式交換の実施を当社取締役会が決定すべきか否かについて当社取締役会に勧告を行うこと、並びに、②当社取締役会における本株式交換についての決定が、当社の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、当社取締役会に意見を述べること（以下「本諮問事項」といいます。）を諮問いたしました。また、当社の取締役会は、本特別委員会に対して、(p)本諮問事項の検討に必要な情報収集を行うこと（必要に応じて関係者から直接聴取等を行うことを含みます。）、(q)ファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザーその他の

アドバイザーを選任又は承認すること（当該アドバイザーへの委託に係る費用は当社が負担するものとします。）、(r) I H I その他の関係者との交渉方針に関して意見を述べ、交渉担当者に対して指示・要請を行うこと、必要に応じて I H I その他の関係者との間で直接交渉を行うこと、(s) その他本諮問事項の検討に必要な事項に係る権限を付与しており、(x) 当社の取締役会は本特別委員会の判断を最大限尊重して意思決定を行うものとする、(y) 取引条件について本特別委員会が妥当でないと判断した場合には、取締役会は本株式交換の実施を決定しないものとする事も決議しております。

なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定報酬を支払うものとされております。

(ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2021年2月16日より同年5月13日までの間に合計10回、合計15時間以上にわたって開催されたほか、各会日間においても電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行う等して、本諮問事項について、慎重に審議及び検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所及び当社のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングについて、それぞれその独立性、専門性及び実績等を確認した上でその選任を承認するとともに、中村・角田・松本法律事務所の助言を受けつつ、当社が社内に構築した本株式交換の検討体制について独立性の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。

その上で、本特別委員会は、当社のプロジェクトチームから、株式交換比率の算定の前提となる当社の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）について、その策定過程において複数回に亘り事業計画案の数値概要、その前提となる経営環境、事業分野ごとの目標・基本戦略・具体的な施策等の説明を受け、質疑応答を行い、プルータス・コンサルティングの財務的な観点からの助言等も踏まえて本事業計画の合理性を確認の上、承認しております。

また、本特別委員会は、I H I からの本株式交換の提案について、当社の経営環境・経営課題に関する認識、本株式交換をこの時期に提案した理由、本株式交換により期待されるシナジー効果の具体的内容、現在の資本構成ではなく、非上場化が必要な理由、本株式交換による上場廃止や資本構造の変化によるデメリット、本株式交換後の経営方針、本株式交換後の当社の従業員の処遇、取引先その他の利害関係者との関係、本株式交換のストラクチャー・条件等について複数回に亘り質問書を送付し、I H I より回答書を受領するとともに、本特別委員会の場において直接説明を受け、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、当社の経営陣から、当社の経営環境・経営課題に関する現状認識、本株式交換の必要性、本株式交換により期待されるシナジー効果の具体的内容、本株式交換によるデメリット、本株式交換後の経営方針及び体制等について説明を受け、質疑応答を行いました。

さらに、本特別委員会は、中村・角田・松本法律事務所から、本株式交換において手続の公正性を担保するために講ずるべき措置、本株式交換のスケジュール、I H I に対して実施した法務デュー・ディリジェンスの結果、本株式交換契約の内容・交渉経緯、開示書類の内容等について説明を受けるとともに、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、プル

ータス・コンサルティングから株式交換比率に関する算定報告書等の開示を受け、プルータス・コンサルティングが行った株式交換比率の算定に係る算定手法の採用理由、I H I 及び当社の市場株価推移、DCF法による算定の主要な前提条件（割引率や永久成長率の算出根拠を含みます。）、各算定手法による算定結果等について説明を受け、質疑応答を行い、これらの事項について合理性を確認しております。

また、本特別委員会は、I H I からの株式交換比率の提案内容及び交渉状況等について、プルータス・コンサルティングから適時に報告を受けるとともに、プルータス・コンサルティングから近時の類似事例におけるプレミアム水準等の説明を含む財務的観点からの助言を受け、I H I に提案する具体的な株式交換比率を含む交渉方針について審議・検討した上で承認し、指示や要請を行うなどして、I H I との株式交換比率等の条件交渉に実質的に関与いたしました。

(iii) 答申の概要

本特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2021年5月13日付で、当社の取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しております。

(ア) 答申内容

- i 当社の取締役会は、本株式交換の実施を決定することが妥当であると考える。
- ii 当社の取締役会が、本株式交換の実施についての決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益ではないと考える。

(イ) 検討

- i 以下の点より、当社において適切な対応をすることにより本株式交換が当社の企業価値の向上に資する可能性があると考える。
 - ・当社の経営陣としては、本株式交換後にI H I グループの成長事業創出に向けた当社の製品・技術の活用によるシナジー効果の発現を見込めると考えており、当社とI H I グループとの人材交流の促進によって、I H I グループの技術者が当社で働くことにより当社の事業課題である生産性や品質の改善につながる可能性があることや、I H I のネットワークを使って新規顧客を開拓することによって、同じく当社の事業課題である官需偏重を解消できる可能性があること、上場コストの削減等によってコストカットや適切な人員配置を図ることができるなどのシナジー効果も想定できるとのことであり、これらの点の説明に不合理な点は見当たらない。
 - ・もっとも、これらのシナジー効果の発現は、本株式交換によらなくても可能ではないかという点も問題になるが、当社の経営陣によれば、現状の資本構成では、当社もI H I との連携を図ろうとする際には利益相反に当たる懸念があることを念頭に慎重に進めざるを得ないことや、中長期的な戦略としては行うべきであっても短期的には損失が発生してしまうために、当社の少数株主の利益に鑑み、投資を実行できなかったこともあったとのことであり、シナジー効果を発現させるために非上場化が必要であるとの判断も不合理ではない。

- ・本株式交換のデメリットについて、当社の経営陣からは、本株式交換後は経営陣の在任期間が短くなり、経営に混乱が生じる可能性があることや、人材交流により当社の従業員のモチベーションが失われる可能性があることが指摘されたが、これらのデメリットは、当社が社内の文化を変えること、I H I グループ内で適切に意見を述べること及び当社の業績向上の継続的な実現により従業員に適切な還元をすること等により、一定程度軽減が可能であると認められる。

- ii 本株式交換においては、①当社において独立した本特別委員会が設置され、有効に機能したものと認められること、②当社は、外部専門家の独立した専門的助言を取得しているものと認められること、③当社は、本株式交換についての判断の基礎として、専門性を有する独立した第三者評価機関からの株式交換比率算定書及びフェアネス・オピニオンの取得をしているものと認められること、④当社においては、利害関係を有する取締役等を可能な限り本株式交換の検討・交渉過程から除外し、I H I から独立した立場で検討・交渉等を行うことができる体制が構築されていたものと認められること、⑤本株式交換においてはいわゆる間接的なマーケット・チェックが行われているものと認められること、⑥本株式交換においてはマジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定はなされていないが、本株式交換は当社の企業価値の向上に資する可能性があると考えており、本株式交換においては上記①から⑤まで及び⑦のとおり他に十分な公正性担保措置が講じられていることからすれば、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないとしても、そのみによって本株式交換の手続の公正性が損なわれるものではないと考えられること、⑦本株式交換においては一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められることから、一般株主の利益を図る観点から公正な手続が実施されているものと認められる。
- iii 本株式交換の取引条件の妥当性について、以下の点より、本株式交換における買収方法及び買収対価の種類は合理性があると認められ、本株式交換比率は妥当であると認められる。
 - ・買収方法である株式交換は、非上場化の取引においては一般的に採用されている方法であり、合理性があると考えられる。また、買収対価の種類については、当社の一般株主は本株式交換後にI H I の株主としてその株式の保有を継続する選択肢が提供され、その株式の保有を通じて本株式交換のシナジーを享受することができることから、I H I 株式を買収対価とすることには合理性があると考えられる。
 - ・プルータス・コンサルティングから取得した株式交換比率に関する算定報告書におけるDCF法による算定の基礎とされている当社の本事業計画の策定目的、策定手続及び内容につき特に不合理な点は認められない。
 - ・プルータス・コンサルティングから取得した株式交換比率に関する算定報告書について、算定方法及び内容のいずれにおいても不合理な点は認められず、信用できるものと判断するところ、本株式交換比率は、かかる算定報告書における、当社株式を市場株価法によって算定した場合の評価レンジの上限を上回り、かつ、当社株式をDCF法によって算定した場合の評価レンジの範囲内であり、かつ、その中央値を上回っている。
 - ・本株式交換比率は、類似事例を上回る水準のプレミアムが付されていると認められる。

- ・本特別委員会は、当社とIHIとの間の株式交換比率等の本株式交換の取引条件に関する協議・交渉過程において実質的に関与しており、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本株式交換が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況、すなわち独立当事者間取引と同視し得る状況が確保され、真摯な交渉が行われた上で本株式交換比率に合意したものと認められる。
- ・本フェアネス・オピニオンにおいて、本株式交換比率が当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものである旨の意見が述べられているところ、本フェアネス・オピニオンの発行手続及び内容に不合理な点はなく、これによっても本株式交換比率の妥当性は裏付けられる。

iv 上記 i のとおり、本株式交換は当社の企業価値の向上に資する可能性があると考えられること、上記 ii のとおり、一般株主利益を確保するための公正な手続が実施されており、上記 iii のとおり、本株式交換の買収方法及び買収対価の種類は合理性があると認められるとともに、本株式交換比率は妥当であると認められることからすれば、当社の取締役会は、本株式交換の実施を決定することが妥当であると考ええる。

v 上記 i のとおり、本株式交換は当社の企業価値の向上に資する可能性があると考えられること、上記 ii のとおり、一般株主利益を確保するための公正な手続が実施されており、上記 iii のとおり、本株式交換の買収方法及び買収対価の種類には合理性があると認められるとともに、本株式交換比率は妥当であると認められることからすれば、当社の取締役会が、本株式交換の実施についての決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益ではないと考える。

(b) 当社における独立した検討体制の構築

当社は、IHIから独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。

具体的には、当社は、IHIの出身者である池山正隆取締役、IHI及び株式会社IHIエアロスペースの出身者である橘田英夫取締役、IHIのスマートワーク推進部長を兼務する加藤格取締役、IHIの経営企画部主幹を兼務する磯本聡一監査役は、一般株主との利益相反の問題を排除するため、本株式交換に関する検討並びにIHIとの協議及び交渉には当社の立場では参加しないこととしております。なお、当社の取締役のうち、齋藤隆取締役はIHIへの出向経験がありますが、出向期間は短期間であり、IHIとの間の利害関係は限定されていること、同取締役は気象防災事業を担当する取締役として本株式交換に関する検討やIHIとの協議及び交渉への参加が必須であると考えられることから、本株式交換に関する検討並びにIHIとの協議及び交渉にプロジェクトリーダーの一人として参加することとしております。ただし、IHIとの利害関係のない谷本和夫取締役をもう一人のプロジェクトリーダーに指名して牽制を効かせるとともに、本特別委員会においてもプロジェクトチームの活動について随時報告を受けることによりモニタリングしており、検討体制の独立性に問題はないと判断しております。

また、本株式交換の検討並びにIHIとの協議及び交渉を担当するプロジェクトチームにおいても、構造的な利益相反の問題を可能な限り排除する観点から、IHIからの出向者である

メンバーの関与は必要最小限度に止め、本事業計画の策定やIHIとの協議・交渉等の構造的な利益相反の問題の影響を受ける可能性が高い事項については、IHIからの出向者以外のメンバーに担当させることとしております。

(c) 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した2021年5月13日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役7名のうち、池山正隆取締役はIHIの出身者であり、橘田英夫取締役はIHI及びIHIエアロスペースの出身者であり、また、加藤格取締役はIHIのスマートワーク推進部長を兼務しているため、一般株主との利益相反の問題を排除するため、池山正隆取締役、橘田英夫取締役及び加藤格取締役を除く4名の取締役により審議の上、その全員の一致により本株式交換の実施を決議しております。なお、池山正隆取締役、橘田英夫取締役及び加藤格取締役は、当該取締役会における本株式交換に関する審議には参加しておらず、当社の立場において本株式交換に係る協議及び交渉に参加していません。

また、上記取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役3名（うち社外監査役2名））の全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べております。なお、当社の監査役である磯本聡一氏は、IHIの経営企画部主幹を兼務しているため、上記の取締役会の審議には一切参加しておらず、上記の取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えております。

(d) 他の買収者による買収提案の機会の確保等

当社は、本株式交換の公表から本株式交換契約の承認議案が上程される当社の定時株主総会までの期間を29営業日としており、これにより当社の株主の皆さまが本株式交換の是非や取引条件の妥当性について熟慮し、適切な判断を行う期間を確保するとともに、IHI以外の潜在的な買収者による対抗的な買収提案を行う機会を確保しております。また、IHIと当社とは、当社が対抗的な買収提案者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、この点でも対抗的な買収提案の機会を確保しております。

(3) 株式交換親会社となるIHIの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項、会社法第768条第1項第2号イ）

本株式交換によりIHIの増加する資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従いIHIが別途適当に定める金額となります。

かかる内容は、IHIにおいて、IHIの財務状況、資本政策その他事情を総合的に考慮し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第184条第1項第2号）

(1) IHIの定款の定め（会社法施行規則第184条第4項第1号イ）

IHIの定款は、別紙2のとおりです。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項（会社法施行規則第184条第4項第1号ロ）

①交換対価を取引する市場

I H I 株式は東京証券取引所市場第一部、名古屋証券取引所市場第一部、札幌証券取引所及び福岡証券取引所において取引されております。

②交換対価の取引の媒介、取次又は代理を行う者

I H I 株式は、全国の各金融商品取扱業者（証券会社）において取引の媒介、取次等が行われております。

③交換対価の譲渡その他の部分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価に市場価格があるときはその価格に関する事項（会社法施行規則第184条第4項第1号ハ）

本株式交換契約の締結を公表した日（2021年5月13日）の前営業日を基準として、1か月間、3か月間及び6か月間の東京証券取引所市場第一部におけるI H I 株式の終値の平均は、それぞれ、2,185円、2,157円及び2,006円です。

また、I H I 株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト（<https://www.jpx.co.jp/>）等でご覧いただけます。

(4) I H I の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の状況（会社法施行規則第184条第4項第1号ニ）

I H I は、いずれの事業年度においても金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第3号）

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第4号）

(1) I H I の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第184条第6項第1号イ）

I H I の最終事業年度（2021年3月期）に係る計算書類の内容については、別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第184条第6項第1号ハ、第2号イ）

①当社

a. 当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、連結親会社であるI H I との間で、I H I を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことに関し、決議のうえ、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2021年6月23日に開催予定の当社の定時株主総会の決議による承認を得たうえで、2021年8月1日を効力発生日として行う予定です。本株式交換契約の内容は、上記1.「本株式交換契約の内容の概要」

に記載のとおりです。

- b. 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点までに当社が保有する自己株式（本株式交換に際して、会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。

② I H I

- a. I H I は、2021年5月13日開催の取締役会において、連結子会社である当社との間で、I H I を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことに関し、決議のうえ、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換は、2021年6月23日に開催予定の当社の定時株主総会の決議による承認を得たうえで、2021年8月1日を効力発生日として行う予定です。本株式交換契約の内容は、上記1.「本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。
- b. I H I は、2021年5月13日、旧愛知事業所の土地・建物（付随する固定資産を含みます。愛知県知多市北浜町11-1外、約119,000坪）をオオノ開発株式会社に譲渡しており、譲渡益約160億円を計上する予定です。
- c. I H I は、2021年4月26日、I H I が所有する賃貸用不動産の底地（横浜市金沢区庄和町、約8,100坪）を国内の一般事業法人に対して譲渡しており、譲渡益約55億円を計上する予定です。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第184条第1項第5号）

会社法第789条第1項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者が存在しないため、該当事項はありません。

以 上

別紙 1 本株式交換契約の内容

株式交換契約書

株式会社 IHI（以下「**甲**」という。）及び明星電気株式会社（以下「**乙**」という。）は、2021 年 5 月 13 日付で、以下のとおり、株式交換契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第 1 条（本件株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「**本件株式交換**」という。）を行い、甲は、本件株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第 2 条（商号及び住所）

株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

- (1) 株式交換完全親会社
商号：株式会社 IHI
住所：東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号
- (2) 株式交換完全子会社
商号：明星電気株式会社
住所：群馬県伊勢崎市長沼町 2223 番地

第 3 条（本件株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「**基準時**」という。）における乙の株主（ただし、第 8 条に基づき乙の自己株式が消却された後の株主をいい、甲を除く。以下「**本件割当対象株主**」という。）に対して、その保有する乙の株式に代わる金銭等として、その保有する乙の株式の数の合計数に 0.42 を乗じて得た数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、本件割当対象株主に対して、その保有する乙の株式 1 株につき、甲の株式 0.42 株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本件割当対象株主に対して割り当てるべき甲の株式の数に 1 に満たない端数がある場合は、甲は会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従って処理する。

第 4 条（資本金及び準備金に関する事項）

本件株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

第5条（本件株式交換の効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「**本件効力発生日**」という。）は、2021年8月1日とする。ただし、本件株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（本契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本件株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により本契約について株主総会の決議による承認が必要となった場合は、甲は、本件効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、本件効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の決議による承認を求める。

第7条（剰余金の配当等）

1. 乙は、株主総会の決議による承認を受けることを条件として、2021年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、その株式1株当たり金7円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 甲及び乙は、前項に定める場合を除き、本契約締結日後、本件効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議又は本件効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

第8条（自己株式の消却）

乙は、本件効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本件株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

第9条（事業運営及び財産管理）

甲及び乙は、本契約の締結日から本件効力発生日の前日までの間、本契約において別途定める場合を除き、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の事業の運営及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、相手方当事者と協議し合意の上、これを行う。

第 10 条（本契約の変更及び解除）

本契約の締結日から本件効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、本件効力発生日の前日までに、第 6 条第 1 項ただし書に定める場合において甲の株主総会の決議による承認を受けられなかったとき、第 6 条第 2 項に定める乙の株主総会の決議による承認を受けられなかったとき、本件株式交換の実行のために必要となる関係官庁等の承認等が得られなかったとき、又は前条の規定に基づき解除されたときは、その効力を失う。

第 12 条（裁判管轄）

本契約に関連する甲及び乙の間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条（誠実協議）

本契約に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、解決する。

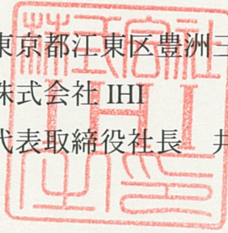
（以下余白）

以上の合意を証するため、本契約書の正本 2 通を作成し、各当事者は、署名又は記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2021 年 5 月 13 日

(2021 年 5 月 13 日付株式交換契約書 甲押印頁)

甲： 東京都江東区豊洲三丁目1番1号
株式会社 IHI
代表取締役社長 井手 博



(2021 年 5 月 13 日付株式交換契約書 乙押印頁)

乙： 群馬県伊勢崎市長沼町 2223 番地
明星電気株式会社
代表取締役社長 池山 正隆



別紙2 IHIの定款

2017年10月1日 改正

定 款

株式会社 I H I

目 次

第 1 章	総 則	1
第 2 章	株 式	3
第 3 章	株 主 総 会	4
第 4 章	取締役および取締役会	5
第 5 章	監査役および監査役会	6
第 6 章	計 算	7

株式会社IHI定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社 IHI と称し、英文では IHI Corporation と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次に掲げる品目およびその部品ならびにこれに関連する総合設備の設計、製造、
売買、賃貸借、据付、修理、保守、保全に関する事業
 - (1) 船舶、艦艇
 - (2) ボイラ、タービン、内燃機関、原子力機器、発電機器
 - (3) 航空機、宇宙機器、飛しょう体および関連機器
 - (4) 圧縮機、送風機、分離機、濾過機、陸船用過給機、化学機械、窯業装置、製紙
パルプ機械、合成樹脂加工機械、工業炉、金属加工機械、運搬機械、駐車装
置、車両用過給機およびその他自動車用機器、物流機器、船用機器、建設機
械、鉄道車両、案内軌条式鉄道車両、産業用車両、産業用ロボット、レーザー
装置、兵器、除雪機械、その他各種産業用および一般用機械器具装置
 - (5) 環境整備装置、民生用機器、電気・電子機器、通信機器、制御装置、検査・
計測機器、試験研究用機器、分析機器、医療機器
 - (6) 橋梁、水門、鉄骨、貯蔵設備、海洋構造物、その他各種鉄構物
 - (7) コンクリート構造物
 - (8) 鋳鍛造品、セラミックス、シリコン、炭素、その他素材およびその加工・表面
処理装置
2. 土木、建築およびその設計、監理に関する事業
3. 木材および土木建築用材料の加工、化成に関する事業
4. 情報の処理および提供、技術・技能等に関する各種教育訓練、経営コンサルタン
トに関する事業
5. 一般海運業、船舶の売買および救難、解体に関する事業

6. ごみおよび産業廃棄物の処理に関する事業
7. 不動産の売買・賃貸借・仲介・管理・保守・保全および土地の造成に関する事業
8. スポーツ施設、遊戯場・遊園地等のレジャー施設、ホテル、レストラン、駐車場に関する事業
9. 衣料雑貨品、家具什器、農畜水産物、飲食料品、医薬品、化粧品、紙製品、スポーツ用品、自動車、燃料の売買に関する事業
10. 工業薬品の製造および売買に関する事業
11. 火工品の売買に関する事業
12. 電気、蒸気、温水、冷熱および圧縮空気等の供給に関する事業
13. 熱電素子(ペルチェ素子・ゼーベック素子)および二次電池の材料・部品の製造・販売、ならびに熱電素子および二次電池の性質を利用した冷却・保温・蓄電等の装置の製造・販売
14. 半導体、太陽電池、水晶体、レンズ、液晶ガラス、プラズマ・ディスプレイ・パネルガラス製造設備用砥粒、砥粒溶液、潤滑液、冷却液の再生品の売買に関する事業
15. リースおよび他の事業に対する貸付、保証、投資に関する事業
16. 労働者派遣に関する事業
17. 前各号に掲げた事業のコンサルティング、エンジニアリング、その他技術・ノウハウに関する事業
18. 前各号に付帯関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(定時株主総会)

第13条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

(招集)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集する。社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

株主総会は、東京都区内においてこれを招集することができる。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たり、社長事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(普通決議)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。

(特別決議)

第19条 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第20条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、あらかじめ委任状を当会社に差し出さなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議をもって取締役会長および社長各1名、副社長若干名を置くことができる。

(分 掌)

第26条 取締役会長は、取締役会をつかさどる。

社長は、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統轄する。

副社長は、社長を補佐する。社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、副社長がその職務を代行する。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の少なくとも4日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(相談役)

第 31 条 取締役会は、その決議をもって相談役を置くことができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 32 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(監査役の任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の少なくとも 4 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。

(監査役の報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等は, 株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第 37 条 当会社は, 会社法第 426 条第 1 項の規定により, 任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む)の損害賠償責任を, 法令の限度において, 取締役会の決議によって免除することができる。

当会社は, 会社法第 427 条第 1 項の規定により, 社外監査役との間に, 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし, 当該契約に基づく責任の限度額は, 法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は, 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし, 毎事業年度末に決算を行なう。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当会社の期末配当の基準日は, 毎年 3 月 31 日とする。

前項のほか, 基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 40 条 当会社は, 取締役会の決議によって, 毎年 9 月 30 日を基準日として, 中間配当を行なうことができる。

(配当の除斥期間)

第 41 条 配当財産が金銭である場合は, 支払開始の日から満 5 年を経過しても受領されないときは, 当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

別紙 3 I H I の最終事業年度に係る計算書類等の内容

1 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

〔事業環境と当社の取組み〕

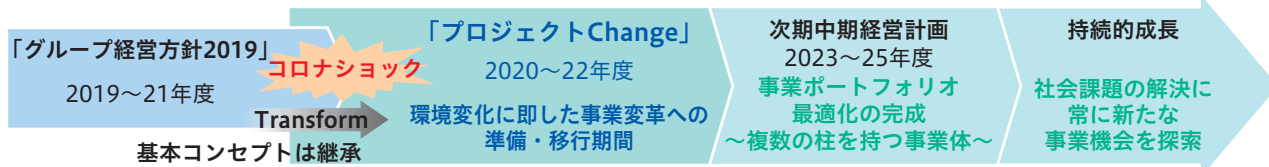
当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動が制限されたことにより、厳しい状況となりました。世界経済についても、一部の地域や産業では回復の傾向が見られるものの、変異株の感染が拡大していることもあり、全体としては低迷する状況が続きました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、旅客需要の低迷やエアラインの経営状況の悪化が続いており、当社グループの主力事業である民間航空機エンジンについては、エンジンやスペアパーツの販売が減少し、大きな影響を受けております。北米などワクチンの接種が進んでいる国では、国内線需要の今期以降の改善が期待されますが、国際線については依然として入国制限の緩和が進まず、回復の動きが遅れております。一方で、車両過給機事業においては、中国で自動車産業が早期に回復傾向となったほか、一部に経済活動制限の影響が残る米国や欧州でも生産活動が再開されており、販売台数は徐々に持ち直しております。

このような状況のもと、当社グループは、設備投資・研究開発費等の一時凍結や抑制、総費用・固定費の圧縮、成長分野・ライフサイクルビジネスへの人材リソースのシフトなどに、全社を挙げて取り組んでまいりました。

当社グループは、2020年11月に、中期経営計画「グループ経営方針2019」の基本的なコンセプトを継承し、2022年度までを環境変化に即した事業変革への準備・移行期間と位置づけた「プロジェクトChange」を策定し、実行しております。「プロジェクトChange」のもと、環境変化に打ち勝つ事業体質へ変革し、財務戦略の実行を通じて収益基盤の強化をはかり、ライフサイクルビジネスの拡大を着実に推し進め、成長軌道への回帰を早期に実現します。そのうえで、持続可能な社会の実現に資する成長事業の創出に向けた取組みを加速し、事業ポートフォリオの変革を推進します。

● 「プロジェクトChange」の位置づけ



●「プロジェクトChange」の力点

～ESGを価値観の軸においた、社会・環境に配慮した適切な経営～

成長軌道への回帰

収益基盤のさらなる強化
ライフサイクルビジネスの拡大

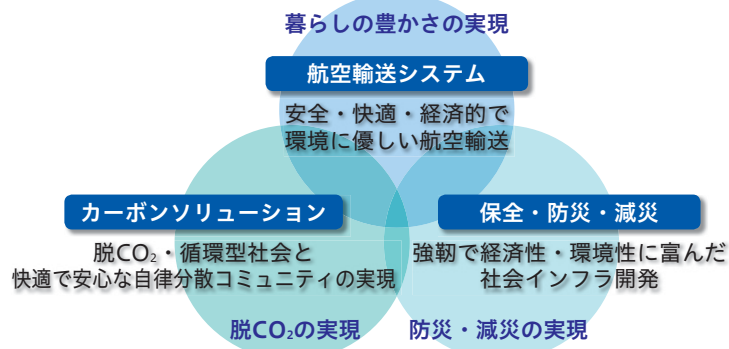
環境変化に打ち勝つ事業体質 ～価値創造の原動力～

人材再配置
多様な人材の活躍
新たな働き方

財務戦略

キャッシュ創出力の強化
資金の最適配分
財務健全性

成長事業の創出 ～社会課題への取り組み～



カーボンソリューション

2050年のカーボンニュートラルを実現するために、水素やアンモニア、再生可能エネルギーの利用を中心とする社会へ移行していくことが想定されます。引続きエネルギーの安定供給に貢献しながら、これまで培った技術を活用し、脱CO₂・循環型社会の実現をリードしてまいります。

保全・防災・減災

橋梁や水門などの社会インフラの建設やメンテナンスの実績から得た経験と知見に、気象情報などの外部データを組み合わせて、災害を予測し、災害時に最適なオペレーションを行なうことで被害を最小化するシステムの構築などに取り組んでまいります。

航空輸送システム

航空業界においても、環境に優しい航空輸送を実現するためのCO₂排出量の削減が課題となっております。航空機エンジンの軽量化につながる複合材部品を開発し、運航効率の向上によるCO₂の削減に貢献するほか、将来の技術革新を視野に入れ、水素燃料の利用、航空機の電動化技術の開発を進めております。

●「プロジェクトChange」の経営目標（2022年度）

税引後ROIC(注)1	CCC(注)2	営業利益率
10%以上	80日	8%以上

(注) 1. 税引後ROIC=(営業利益+受取利息・配当金)税引後/(親会社の所有者に帰属する持分+有利子負債)

2. CCC=運転資本÷売上収益×365日

〔事業の成果〕

当社グループの当期の業績は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受ける結果となりました。受注高は前期比14.3%減の1兆970億円となり、売上収益についても、民間航空機エンジンの大幅な減収により、前期比11.9%減の1兆1,129億円となりました。

損益面では、営業利益は、ライフサイクルビジネスの拡大や、資源・エネルギー・環境事業領域での前期までの採算性低下が概ね収束したほか、固定費などの削減や不動産の売却による増益はあったものの、民間航空機エンジンの減収などの影響が大きく、前期比198億円減益の279億円となりました。親会社の所有者に帰属する当期利益は、前期比48億円増益の130億円となりました。

〔配当〕

当期の配当につきましては、企業価値向上のための投資と、自己資本の充実、強化などを総合的に勘案した結果、誠に遺憾ながら、その実施を見送ることとさせていただきました。

〔事業部門別の概況〕

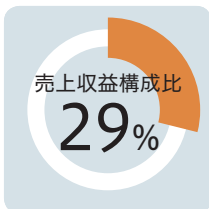
当期における事業部門別の概況は次のとおりです。

業績ハイライト（連結）IFRS

（単位：億円）

	第203期 (2019年度)	第204期 (2020年度)
受 注 高	12,800	10,970
売 上 収 益	12,631	11,129
営 業 利 益	478	279
税 引 前 利 益	291	276
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 当 期 利 益	82	130
受 注 残 高	14,492	11,650

(注)当社グループは、当連結会計年度より国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）を適用しています。また、前連結会計年度の財務数値についても、IFRSに組み換えて比較分析を行なっております。



資源・エネルギー・環境事業

主要な事業内容

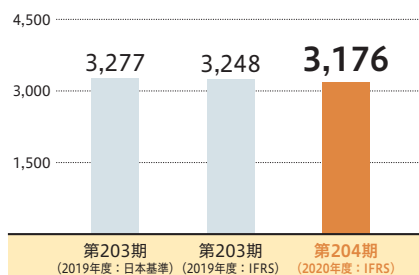
原動機（陸用原動機プラント、船用原動機）、
カーボンソリューション（ボイラ、貯蔵設備、化学・医薬プラント）、
原子力（原子力機器）

パリ協定にて、世界の平均気温上昇の上限や温室効果ガス排出量の長期目標が掲げられるなか、日本でも「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた法改正案が閣議決定されるなど、脱CO₂化の流れが加速しております。

当事業領域では、既存エネルギーインフラの高効率化やカーボンニュートラル・カーボンフリー燃料の利用を進めるとともに、カーボンリサイクルに関連する開発を加速し、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて取り組んでまいります。

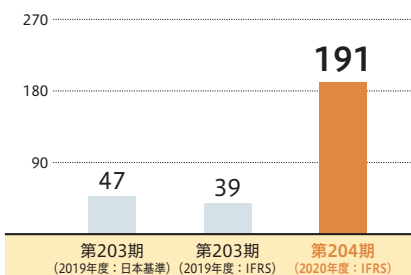
売上収益

(単位：億円)



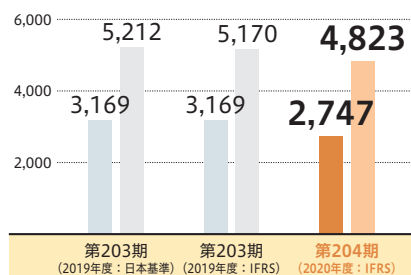
営業利益

(単位：億円)

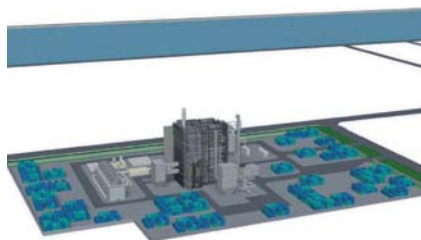


受注高、受注残高

(単位：億円) ■ 受注高 / ■ 受注残高



事業TOPICS 八代バイオマス発電所の建設工事および20年間の運転・保守サービスの受注



八代バイオマス発電所完成予想図

当社と当社の子会社である株式会社H I プラントは、合同会社くまもと森林発電から、「八代バイオマス発電所」の設計、調達、建設業務、および運転開始から20年間にわたる運転・保守業務を受注いたしました。

本発電所は、化石燃料を利用せず、カーボンニュートラルなエネルギー源であるバイオマス燃料のみを使用します。燃料となる木質ペレットや木質チップには、熊本県産の未利用間伐材等を利用します。発電出力は75,000kWで、年間の発電電力量は、一般家庭15万世帯分に相当する見込みです。また、運転・保守業務までを一括して請け負うことで、プラントのライフサイクルを通じた最適な運用に取り組めます。

当社グループは、各種発電プラントに関する豊富な知見をもとに、バイオマスやアンモニアなどのカーボンニュートラルなエネルギー源の活用技術により、脱CO₂・循環型社会の実現に貢献してまいります。



売上収益構成比
14%

社会基盤・海洋事業

主 要 な
事業内容

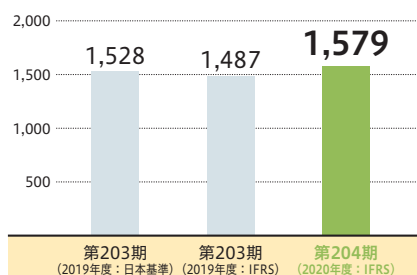
橋梁・水門、交通システム、シールドシステム、
コンクリート建材、都市開発（不動産販売・賃貸）

国内市場は、インフラの老朽化や災害の激甚化への対策として、保全工事の割合が増加している一方で、新設の大型プロジェクトは減少していく傾向にあります。海外市場は、先進国ではインフラの老朽化による保全工事の需要が堅調に推移する一方で、新興国では新設需要が旺盛であり、ODA主導によるプロジェクト組成だけでなく、民間企業が社会インフラの運営・維持に関与するスキームが増加しております。

当事業領域では、インフラ建設のみならず、橋梁・トンネルを軸に計画・運営・保守・保全まで含めたライフサイクルビジネスを国内およびグローバルに展開・拡大していくことで、強靱で持続可能な社会インフラシステムの提供に取り組んでまいります。

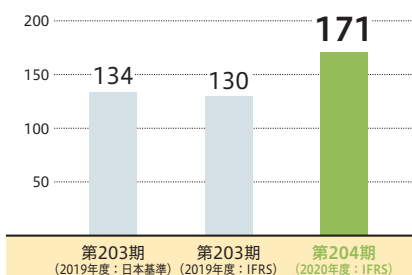
売上収益

(単位：億円)



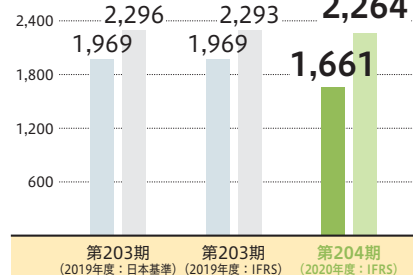
営業利益

(単位：億円)

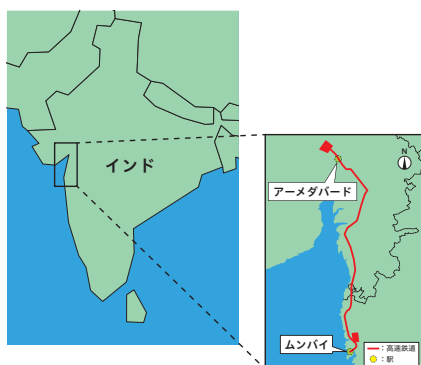


受注高、受注残高

(単位：億円) ■ 受注高 / ■ 受注残高



事業TOPICS ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道向け特殊橋梁製作・輸送工事の受注

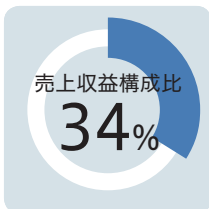


ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業
建設予定ルート

当社の子会社である株式会社IHIインフラシステムは、インド共和国のゼネコン大手であるラーセン&トウブロ社と共同で、インド国家高速鉄道公社が実施する「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業」における、特殊橋梁（鋼トラス橋）28橋の製作・輸送工事を受注いたしました。

同国では、近年の人口増加や急速な経済成長に伴い、急増する国内の旅客輸送や貨物輸送への対応が課題となっております。ムンバイとアーメダバードを結ぶ同国初の高速鉄道が建設されることで、大幅に交通の利便性が向上するほか、交通公害の減少、地域間の連携の強化による経済発展につながる事が期待されます。

当社グループは、海外において多数の大型橋梁建設に携わり、豊富な経験を有しております。今後も、同国をはじめ、より一層海外での受注活動を推進し、社会インフラの整備を通して各国の発展に貢献してまいります。



産業システム・汎用機械事業

主要な事業内容

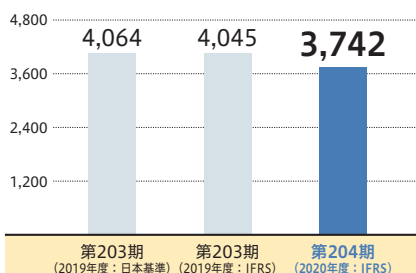
車両過給機、パーキング、回転機械（圧縮機、分離装置、船用過給機）、熱・表面処理、運搬機械、物流・産業システム（物流システム、産業機械）

中国を皮切りに、自動車産業における市況は回復段階に入っております。一方、新型コロナウイルス感染拡大による先行き不透明感から、産業システム関連における設備投資が抑制されている状況にあります。また、製品・サービスにおける環境負荷低減への社会的要請、生産人口の減少、消費者ニーズの多様化、デジタル化の進展といった社会の変化はますます加速しており、それらに伴って、お客さまのニーズも多様化しております。

当事業領域では、引き続き新型コロナウイルス感染拡大による事業活動への影響を最小限に抑えるとともに、ソリューション提案やデジタルを活用したサービスの高度化など、ライフサイクル全体にわたってお客さまの多様なニーズにお応えすることによって、産業インフラの発展に貢献してまいります。

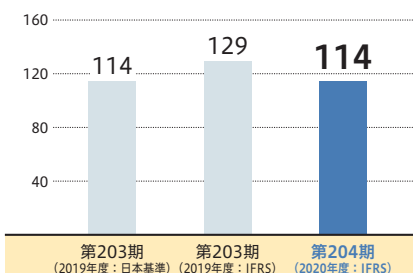
売上収益

(単位：億円)



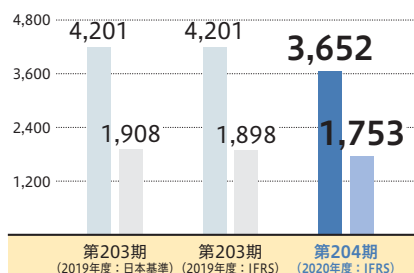
営業利益

(単位：億円)



受注高、受注残高

(単位：億円) ■ 受注高 / ■ 受注残高



事業TOPICS 高性能オゾン関連製品による感染症対策について



オゾンエアクリアeZ-100 (左) と
処理除菌水 Re:Clear (右)

当社グループは、オゾンガスを活用した空気清浄・殺菌技術の提供を通して、細菌やウイルスの感染抑制に取り組んでおります。

当社の子会社である株式会社IHIAグリテックが開発・製造・販売している高性能オゾン空気清浄機「オゾンエアクリア」は、脱臭、除塵などの空気清浄機能のほか、細菌・ウイルスの99.99%以上を不活化する性能を有し、これまでSARSや新型インフルエンザなどの感染拡大対策に貢献してまいりました。

昨今の感染症対策に対する需要の高まりを踏まえ、同社は、空気清浄機などの増産に取り組んでいるほか、細菌・ウイルスが室外に流出しない陰圧隔離環境を短時間で作ることができる簡易陰圧テントや、オゾンガスを活用した新たな除菌水「Re:clear」の販売を開始しました。

当社グループは、ウィズコロナ・アフターコロナ時代を見据え、これからも、お客さまの安全で衛生的な環境づくりに取り組んでまいります。



売上収益構成比
22%

航空・宇宙・防衛事業

主 要 な
事業内容

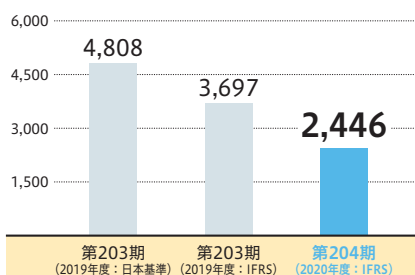
航空エンジン、
ロケットシステム・宇宙利用、防衛機器システム

旅客需要全体の回復にはさらに時間を要することが想定され、引き続き当社の事業への影響が避けられない状況にあります。一方で、当社のエンジンは、比較的新しいタイプの航空機に搭載されており、燃費をはじめ運用コストにおける優位性から優先的に運用が再開されることで、アフターマーケットでの収益については早期の回復も期待されます。

当事業領域では、この環境変化に打ち勝つ事業体質の構築に向け、需要変動に応じた生産体制の見直しやリソースのシフト等によるコスト構造の強化を推進するとともに、アフターマーケット分野での対応強化にも取り組みます。また、独自技術・ものづくり力の高度化を推し進め、より高効率・低燃費な新型エンジンの開発などを通じて、環境負荷低減に貢献してまいります。

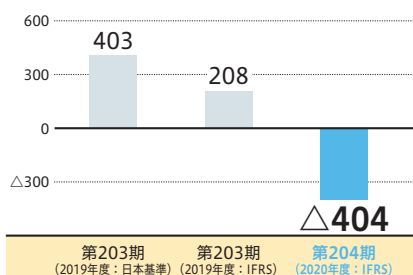
売上収益

(単位：億円)



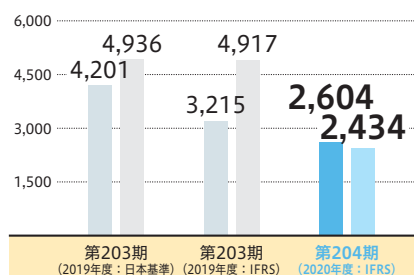
営業利益

(単位：億円)



受注高、受注残高

(単位：億円) ■ 受注高 / □ 受注残高



事業TOPICS 小惑星探査機「はやぶさ2」カプセルの帰還に貢献



「はやぶさ2」カプセル (左上) と
カプセル回収の様子 (右下)
(提供：JAXA)

当社の子会社である株式会社IHIエアロスペース (以下、「I A」) が開発に携わった、宇宙航空研究開発機構 (JAXA) の小惑星探査機「はやぶさ2」の再突入カプセルが、6年間の航行を終え、2020年12月6日に地球に帰還しました。I Aは、小惑星リュウグウのサンプルを地球に届けるための再突入カプセルの開発に参画し、JAXA回収班の一員としてカプセルの回収作業、安全化作業、分解を支援したほか、サンプルを採取する際に小惑星の表面に人工クレーターを作る衝突装置の開発にも貢献しました。

また、同じく当社の子会社である明星電気株式会社も、衝突実験の状況を撮影する分離カメラ「DCAM3」に内蔵される理学観測用カメラ (デジタル系) を開発するなど、探査ミッションの成功に貢献しました。

当社グループは、今後も、これまでに培った技術を活かし、日本の宇宙開発に貢献し、人類の夢の実現と社会の発展に貢献してまいります。

2. 資金調達の状況

借入金の返済、社債の償還、運転資金への充当および新型コロナウイルス感染拡大に備えた手元流動性確保等の目的で、第46回から第48回無担保社債計300億円、長短借入金による資金調達を実施いたしました。

この結果、当期末の有利子負債残高は6,059億円となり、前期末実績6,127億円(IFRS)と同水準となりました。

3. 設備投資の状況

当事業年度における設備投資総額は483億円となりました。その主な内容は、航空・宇宙・防衛事業領域における航空エンジン事業やロケットシステム・宇宙利用事業のための製造設備への投資、社会基盤・海洋事業領域における橋梁・水門事業のための製造設備への投資や、都市開発事業のための投資不動産等にかかる大規模改修工事等です。

4. 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染拡大による経済活動への制約が解除され、世界経済の回復が期待されますが、変異株の感染拡大に加えて、米中の政治、経済の対立や地政学リスクが世界経済の復興を阻む要因となり得るなど、引き続き景気の先行きについては不確実性が存在しています。また気候変動問題に対する国際的な関心の高まりにより、カーボンニュートラルに向けた動きは地球規模で加速しています。

このような不透明な事業環境に対処すべく、これまで進めてまいりました損益分岐点の引き下げや固定費の削減などのコスト構造の強化、事業構造の改革を引き続き進めていくほか、収益基盤強化に直結するライフサイクルビジネスの拡大に向け、人材のリソースシフトを加速してまいります。また新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きい民間航空機エンジン事業におきましては、きたるべき需要の回復期に備えて、一層の改革を進め、コロナ禍以前よりも強靱な事業体質への変革を進めてまいります。

これまで取り組んでまいりました大型プロジェクトの下振れ防止への取組みについては、その成果が表れてきたものと評価しておりますが、グローバルな政治・経済情勢や経済安全保障にかかわる様々な動向に注視しつつ、リスクマネジメントについての取組みを継続してまいります。

自然災害の多発やカーボンニュートラルの潮流などの社会課題に対応するために、「プロジェクトChange」では、当社グループの成長事業を「カーボンソリューション」、「保全・防災・減災」、「航空輸送システム」と再定義いたしました。これらを軸として、新たな成長事業の創出に向けた具体的な取組みを加速することが喫緊の課題です。そのための十分な投資原資を確保するために、資産売却を行なうことも予定しております。

企業のサステナビリティがますます重要視されるなか、当社グループはESG※を強く意識した経営を進め、自然と調和する技術によって、持続可能な社会の構築に貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

※環境 (E)nvironment, 社会 (S)ocial, ガバナンス (G)overnance

●2021年度の連結業績予想および配当予想

当社は、2021年5月13日に、2021年度通期の連結業績予想および配当予想を次のとおり公表しております。詳細は当社ウェブサイト「株主・投資家情報」に掲載しておりますので、ご覧ください。

第205期(2021年度) (IFRS)			単位：億円	
売上収益	営業利益	税引前利益	親会社の所有者に帰属する当期利益	年間配当金
11,800	700	600	350	1株あたり60円 (中間30円、期末30円)

●当社の配当政策（2019年5月8日公表）

当社は、多様な社会課題の解決にお客さまとともに取り組むことにより、企業価値の向上をはかり、持続可能な社会の実現に貢献していくことを経営方針としております。

この経営方針の下、配当については、安定的に実施することを基本に、当社グループの成長に応じて、持続的に増加することを目指します。

配当金額については、企業価値の向上のための投資と自己資本の充実、強化などを総合的に勘案しつつ、連結配当性向30%程度を目安としてまいります。

5. 財産および損益の状況

区 分	第201期	第202期	第203期		第204期
	2017年度	2018年度	2019年度		2020年度
	日本基準	日本基準	日本基準	IFRS	IFRS
受 注 高 百万円	1,505,010	1,399,242	1,373,995	1,280,052	1,097,012
売 上 高 / 売 上 収 益 百万円	1,590,333	1,483,442	1,386,503	1,263,178	1,112,906
親会社株主に帰属する当期純利益/ 親会社の所有者に帰属する当期利益 百万円	8,291	39,889	12,812	8,204	13,093
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 / 基 本 的 1 株 当 たり 当 期 利 益 円	53.71	258.53	84.21	53.93	88.13
総 資 産 / 資 産 合 計 (注) 2 百万円	1,633,488	1,664,529	1,740,782	1,869,038	1,832,891
純 資 産 / 資 本 合 計 百万円	350,217	381,692	353,746	306,040	327,727
R O E (株主資本利益率/ 親会社所有者帰属持分当期利益率) (注) 3 %	2.6	11.8	3.8	2.8	4.5

(注) 1. 当社グループは、第204期より国際財務報告基準 (IFRS) を適用しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第202期の期首から適用しており、第201期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡及適用した後の金額となっております。

3. 親会社株主に帰属する当期純利益 ÷ (前期末・当期末平均 自己資本) / 親会社の所有者に帰属する当期利益 ÷ (前期末・当期末平均 親会社の所有者に帰属する持分)

6. 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借入額 (百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	60,211
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	46,402
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	42,897
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	36,700
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	28,629
株 式 会 社 り そ な 銀 行	20,100
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	12,338
株 式 会 社 山 口 銀 行	10,574
農 林 中 央 金 庫	8,212
株 式 会 社 広 島 銀 行	7,354

7. 主要な営業所および工場 (2021年3月31日現在)

本 店	●東京都江東区豊洲三丁目1番1号
営 業 所	●北海道支社（札幌市中央区） ●東北支社（仙台市青葉区） ●北陸支社（富山県富山市） ●中部支社（名古屋市中村区） ●関西支社（大阪市北区） ●中国支社（広島市中区） ●四国支社（香川県高松市） ●九州支社（福岡市中央区）
海 外 事 務 所	●パリ事務所 ●モスクワ事務所 ●アルジェリア事務所 ●バンコク事務所 ●ハノイ事務所 ●ドバイ事務所 ●ジャカルタ事務所 ●ニューデリー事務所 ●ソウル事務所 ●北京事務所 ●台北事務所 ●クアラルンプール事務所 ●イスタンブール事務所 ●ローマ事務所
海外主要拠点	●IHI Americas Inc. (米国) ●IHI ASIA PACIFIC PTE. LTD. (シンガポール) ●石川島（上海）管理有限公司（中国） ●IHI Europe Ltd. (英国)
国 内 主 要 工 場	●瑞穂工場（東京都西多摩郡瑞穂町） ●相馬第一工場・相馬第二工場（福島県相馬市） ●横浜工場（横浜市磯子区） ●相生工場（兵庫県相生市） ●呉第二工場（広島県呉市） ●株式会社IHIエアロスペース 富岡事業所（群馬県富岡市） ●株式会社IHI原動機 太田工場（群馬県太田市），新潟内燃機工場（新潟市東区）， 新潟鑄造工場（新潟市東区），新潟ガスタービン工場（新潟県北蒲原郡聖籠町） ●明星電気株式会社 伊勢崎工場（群馬県伊勢崎市） ●IHI運搬機械株式会社 沼津工場（静岡県沼津市），安浦工場（広島県呉市） ●株式会社IHIアグリテック 千歳事業所（北海道千歳市），松本事業所（長野県松本市） ●株式会社IHI回転機械エンジニアリング 辰野事業所（長野県上伊那郡辰野町） ●株式会社IHIインフラシステム 堺工場（堺市堺区） ●新潟トランス株式会社 新潟事業所（新潟県北蒲原郡聖籠町） ●株式会社IHI物流産業システム 本宮工場（福島県本宮市） ●株式会社IHIターボ 木曽第1工場・木曽第2工場・木曽第3工場（長野県木曽郡大桑村）， 新町工場（長野県上伊那郡辰野町）

（注）当社の主要な子会社は、後記の「9. 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

8. 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

事 業 部 門	人 数 (名)
資 源 ・ エ ネ ル ギ ー ・ 環 境	6,595
社 会 基 盤 ・ 海 洋	2,469
産 業 シ ス テ ム ・ 汎 用 機 械	10,028
航 空 ・ 宇 宙 ・ 防 衛	6,765
そ の 他	2,320
全 社 (共 通)	972
合 計	29,149

[前期末比185名増]

9. 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率 (%) (注) 1	主要な事業内容
株式会社 I H I エアロスペース	東京都江東区	5,000 百万円	100.00	宇宙機器、飛しょう体の製造、販売、修理
株式会社 I H I 原動機	東京都千代田区	3,000 百万円	100.00	内燃機関、ガスタービン機関、船用機器の製造および販売
明星電気株式会社	群馬県伊勢崎市	2,996 百万円	(注) 2 51.03	通信、電子、電気計測、情報処理などの機器・装置の製造、販売、工事の設計・請負およびその他付帯するサービス
I H I 運搬機械株式会社	東京都中央区	2,647 百万円	100.00	駐車装置、荷役運搬機械、物流・流通プラントの設計、製造、販売、据付、保守、修理
株式会社 I H I アグリテック	北海道千歳市	1,111 百万円	100.00	農業用機械、芝草・芝生管理機器、殺菌・脱臭機器、素形材、電子制御装置の開発、製造、販売
株式会社 I H I 回転機械エンジニアリング	東京都江東区	1,033 百万円	100.00	圧縮機・分離機・船用過給機等の設計、製造、販売、据付、保守、修理
株式会社 I H I インフラシステム	堺市堺区	1,000 百万円	100.00	橋梁・水門等の設計、製造、販売、保守、修理
新潟トランス株式会社	東京都千代田区	1,000 百万円	100.00	鉄道車両・産業用車両・除雪機械の製造、販売
株式会社 I H I ターボ	東京都江東区	1,000 百万円	100.00	車両過給機の製造
株式会社 I H I 物流産業システム	東京都江東区	1,000 百万円	100.00	物流機器・FA機器ならびに産業機械に関する販売、設計、製作、調達、建設、据付工事、改造修理ならびに機器、部品の整備、メンテナンスサービス
株式会社 I H I プラント	東京都江東区	500 百万円	100.00	ボイラ設備、原子力設備、環境・貯蔵プラント設備、産業用機械設備、太陽光・再エネ設備等の設計、据付、修理
IHI INC.	米 国	92,407千 アメリカドル	100.00	ガスタービン等の整備、各種産業機器の販売、購買代行
IHI Power Generation Corporation	米 国	38,250千 アメリカドル	100.00	バイオマス発電事業等への投資
JURONG ENGINEERING LIMITED (注) 3	シンガポール	51,788千 シンガポールドル	95.56	各種プラント・機器の据付、建築土木、プラントのエンジニアリング、コンサルティング
ALPHA Automotive Technologies LLC	ロシア	1,558,653千 ロシアルーブル	83.11	自動車用パネルの生産、販売
IHI INFRASTRUCTURE ASIA CO., LTD.	ベトナム	542,638百万 ベトナムドン	100.00	鋼構造物およびコンクリート構造物のエンジニアリング、製作、架設、メンテナンス、ならびに建設・産業機械の製造、据付
IHI E&C International Corporation	米 国	21,257千 アメリカドル	100.00	Oil&Gas分野における概念設計、基本設計および設計、調達、建設事業

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率 (%) (注) 1	主要な事業内容
長春富奥石川島過給機有限公司 (注) 3	中 国	158,300千 人民元	57.16	車両過給機の製造、販売
IHI Charging Systems International GmbH	ドイツ	15,000千 ユーロ	100.00	車両過給機の設計、開発、製造、販売
IHI ASIA PACIFIC PTE. LTD.	シンガポール	22,459千 シンガポールドル	100.00	受注斡旋、事業支援、購買代行（地域統括会社）
I&H Engineering Co., Ltd.	ミャンマー	12,238千 アメリカドル	60.00	コンクリート製品の設計、エンジニアリング、製造、建設サービス
IHI DALGAKIRAN MAK İNŞAAT SANAYİ VE TİCARET A.Ş.	トルコ	33,155千 新トルコ・リラ	51.00	汎用ターボ圧縮機の開発、設計、製造、販売、サービス
台灣石川島運搬機械股份有限公司	台 湾	250,000千 台湾ドル	100.00	大型運搬機械の製造、販売、メンテナンス
IHI Turbo America Co.	米 国	7,700千 アメリカドル	100.00	車両過給機の製造、販売
IHI TURBO (THAILAND) CO., LTD.	タ イ	260,000千 タイバーツ	90.00	車両過給機の製造、販売
IHI寿力圧縮技術（蘇州）有限公司	中 国	55,465千 人民元	51.00	汎用ターボ圧縮機の製造、販売、サービス
IHI SOLID BIOMASS MALAYSIA SDN.BHD.	マレーシア	22,600千 アメリカドル	100.00	マレーシア国内における燃料製造、販売、輸出
IHI Europe Ltd.	英 国	2,500千 ポンド	100.00	各種プラント、機器、船舶、航空エンジンの販売、仲介
江蘇石川島豊東真空技術有限公司	中 国	30,000千 人民元	50.00	真空熱処理炉の設計、製造、販売、アフターサービス
石川島（上海）管理有限公司	中 国	2,100千 アメリカドル	100.00	各種産業機器の販売、受注斡旋、購買業務、メンテナンス、エンジニアリング等の技術支援、シェアードサービスの提供（地域統括会社）
IHI Americas Inc.	米 国	2,000千 アメリカドル	100.00	統括域内のコンプライアンス、リスクマネジメント、コンサルティングサービス、シェアードサービスの提供（地域統括会社）
IHI Aero Engines US Co., Ltd. (注) 4	米 国	0千 アメリカドル	89.50	民間航空機エンジンプログラムへの出資

(注) 1. 当社の出資比率には間接所有分を含んでおります。

2. 当社は、2021年5月13日の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、明星電気株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行なうことを決議し、両社の間で株式交換契約を締結いたしました。

3. 特定子会社に該当しております。

4. 当社の持分法適用関連会社であるGE Passport, LLCへ出資しております。

5. 資本金は単位未満を切捨て表示、当社の出資比率は単位未満を四捨五入して表示しております。

2 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

地位および役位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 最高経営責任者	満岡 次郎	危機管理担当 一般社団法人日本橋梁建設協会 会長，一般財団法人日本航空機エンジン協会 代表理事
代表取締役社長 最高執行責任者	井手 博	内部監査関連事項担当，（兼）資源・エネルギー・環境事業領域長
代表取締役副社長 副社長執行役員	山田 剛志	社長補佐，グループ財務全般担当
代表取締役副社長 副社長執行役員	識名 朝春	社長補佐，広報・ＩＲ関連事項担当，調達関連事項担当，グループ本社業務改革担当 情報マネジメント関連事項担当，（兼）航空・宇宙・防衛事業領域長，公益社団法人日本ガスタービン学会 会長
取締役 常務執行役員	長野 正史	経営企画関連事項担当，人事・労働関連事項担当，グループ安全衛生全般担当
取締役 常務執行役員	村上 晃一	グループ技術全般担当，新事業関連担当，技術開発本部長
取締役 常務執行役員	川上 剛司	ものづくりシステム戦略担当，グループ品質保証全般担当，社会基盤・海洋事業領域長
取締役 常務執行役員	茂垣 康弘	生産拠点戦略担当，産業システム・汎用機械事業領域長
取締役	藤原 健嗣	旭化成株式会社 特別顧問，コクヨ株式会社 社外取締役，コニカミノルタ株式会社 社外取締役
取締役	石村 和彦	国立研究開発法人産業技術総合研究所 理事長 TDK株式会社 社外取締役，野村ホールディングス株式会社 社外取締役
取締役	中西 義之	DIC株式会社 相談役，株式会社日本製鋼所 社外取締役
取締役	松田千恵子	東京都立大学 経済経営学部 教授，同大学院 経営学研究科 教授 フォスター電機株式会社 社外取締役，キリンホールディングス株式会社 社外取締役
常勤監査役	菅 泰三	
常勤監査役	新村 高志	
監査役	谷津 朋美	弁護士，SMBＣ日興証券株式会社 社外取締役，株式会社クラレ 社外監査役，協和キリン株式会社 社外監査役
監査役	岩本 敏男	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 相談役，株式会社大和証券グループ本社 社外取締役 日本精工株式会社 社外取締役，一般社団法人応用脳科学コンソーシアム 代表理事 特定非営利法人ブロードバンドアソシエーション 理事長
監査役	関根 愛子	公認会計士，日本公認会計士協会 相談役，早稲田大学商学大学院 教授 オリックス株式会社 社外取締役，住友理工株式会社 社外監査役

（注）1. 取締役 藤原健嗣氏，石村和彦氏，中西義之氏および松田千恵子氏は，社外取締役であります。

2. 監査役 谷津朋美氏，岩本敏男氏，関根愛子氏は，社外監査役であります。

3. 常勤監査役 菅泰三氏は，当社の財務部門における長年の業務経験があり，財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役 谷津朋美氏は，公認会計士の資格を有しており，財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 監査役 関根愛子氏は，公認会計士の資格を有しており，財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 当社は，取締役 藤原健嗣氏，石村和彦氏，中西義之氏，松田千恵子氏ならびに監査役 谷津朋美氏，岩本敏男氏，関根愛子氏を，当社が上場している国内金融商品取引所に独立役員として届け出ております。

2. 取締役および監査役の報酬等

役員報酬の決定に関する方針

当社は2021年5月13日の取締役会において、次のとおり役員報酬の決定に関する方針の改定について決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめその内容について報酬諮問委員会(社外取締役3名、社外監査役1名、人事担当取締役および財務担当取締役の6名にて構成し、委員長を社外取締役とする。)へ諮問し、審議・答申を経ております。

(1) 取締役(社外取締役を除く)

①報酬の決定に関する基本方針

- 当社および当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営理念・グループビジョンならびにグループ経営方針に則した職務の遂行を最大限に促し、また具体的な経営目標の達成を力強く動機付けるものとします。
- 固定の基本報酬、年度の業績と連動する年次インセンティブ(業績連動賞与)、および広くステークホルダーとの価値観を共有することを目的とした中長期的な業績や企業価値と連動する長期インセンティブ(業績連動型株式報酬)の割合を適切に設定することにより、健全な企業家精神の発揮に資するものとします。
- 「人材こそが最大かつ唯一の財産である」との経営理念のもと、当社の経営環境および当社が担う社会的役割や責任等を勘案した、当社役員に相応しい処遇とします。

②報酬水準および報酬構成の割合(固定の基本報酬：業績連動賞与：業績連動型株式報酬)

当社の事業の性質やインセンティブ報酬の実効性および職責等を考慮して、適切な報酬水準・報酬構成割合に設定します。また、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データを定期的に測定し検証します。

報酬構成割合については、標準的な業績の場合、代表取締役社長および代表取締役会長については概ね50%：30%：20%、その他の取締役は概ね55%：25%：20%となるように設定しております。

③インセンティブ報酬の仕組み

a.業績連動賞与(年次インセンティブ)

(a)業績指標の内容およびその選定理由

業績指標は、株主との価値共有を目的とした「親会社の所有者に帰属する当期利益」、成長に必要なキャッシュ創出力の強化を目的とした「連結営業キャッシュ・フロー」、「役員ごとのミッションに応じた個別評価指標」等とし、経営環境や各役員の役割の変化等に応じ、適宜見直しを検討することとします。

(b)報酬の算定方法

毎期支給する金銭の額は、役職位ごとに定められた標準支給額に、利益指標の達成率に応じた業績評価支給率を乗じ、個別評価指標に基づく支給額を加算したものであり、業績目標を達成した場合に支給する額を100とすると、その達成度に応じて概ね0～200程度で変動します。また、算定結果にかかわらず、無配の場合は取締役に対する年次インセンティブを不支給としております。

b.業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ）

(a)業績指標の内容およびその選定理由

業績評価期間は、将来の3事業年度とし、業績評価期間開始時点において業績評価期間最終事業年度の業績目標を設定します。また、業績指標は、グループ経営方針で重視する業績指標であり、投資効率を意識した事業運営や持続的な成長と企業価値の向上をはかることを目的とした業績指標である「連結ROIC」とし、グループ経営方針の見直しに応じて適宜変更を検討することとします。

(b)報酬の算定方法

業績連動型株式報酬として個人別に交付する株式の数（一部については、株式の時価に相当する額の金銭が交付されます。）は、役職位ごとの基準交付株式数に、「連結ROIC」の目標達成率に応じた係数を乗じたものであり、業績目標を達成した場合に交付する数を100とすると、その達成度に応じて概ね0～150程度で変動します。

④決定の手続き

取締役の個人別の報酬等の内容も含め、役員の報酬に関する事項は、その妥当性と客観性を確保するため、当社が任意に設置する報酬諮問委員会における審議・答申を経て、取締役会で決定しております。

（２）社外取締役および監査役

社外取締役の報酬は、その職責に鑑み、基本報酬のみとします。監査役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから基本報酬のみとし、監査役の協議により決定します。社外取締役および監査役の基本報酬は、各役員が担う役割・責任等を考慮して、適切な水準に設定します。また、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データを定期的に測定し検証します。

当事業年度における報酬等

(1) 当事業年度における報酬等の総額および員数

(単位：百万円)

役員区分		報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	
				業績連動賞与	業績連動型株式報酬
取締役 (16名)	社内取締役 (11名)	520	320	0	199
	社外取締役 (5名)	45	45	-	-
監査役 (7名)	社内監査役 (3名)	66	66	-	-
	社外監査役 (4名)	36	36	-	-
合計 (23名)		667	467	0	199

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しており、一定期間が経過した後、当社普通株式等を給付します。業績連動型株式報酬の総額は、当事業年度に計上した付与ポイントに対する株式取得費用の引当金の額であり、実際の支給総額とは異なります。
 3. 業績連動賞与（年次インセンティブ）に係る業績指標の当期における実績は、「親会社の所有者に帰属する当期利益」130億円、「売上収益営業利益率」2.5%、「連結フリー・キャッシュ・フロー」▲41億円等となりました。
 4. 業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ）に係る業績指標の当期における実績は、「連結ROIC」2.2%となりました。
 5. 2021年3月31日現在の取締役は12名（うち社外取締役は4名）、監査役は5名（うち社外監査役は3名）であります。上記の取締役、監査役の員数と相違しておりますのは、2020年6月25日開催の第203回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名および監査役2名が含まれていることによります。
 6. 当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2017年6月23日であり、取締役の報酬限度額を年額1,090百万円以内（社外取締役の報酬総額60百万円以内を含みます。使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は14名（うち、社外取締役は4名）です。
 また、業績連動型株式報酬につきましては、2017年6月23日の株主総会において、取締役の報酬総額とは別枠として、当社が設定した信託を通じて、取締役に当社普通株式および当社株式の時価に相当する額の金銭を給付するために、毎期、事業年度の開始の時から終了の時までの期間の職務執行に係る取締役（社外取締役を除く）への報酬として、450百万円を上限として金銭を拠出すること、ならびに付与されるポイントの上限は150,000個（当社普通株式150,000株相当）と決議いただきました。当該定時株主総会終了時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は10名です。
 なお、当社の監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2014年6月27日であり、監査役の報酬限度額を年額120百万円以内と決議いただきました。当該定時株主総会終了時点の監査役の員数は5名です。

(2) 取締役の報酬等が当社の方針に沿ったものであると判断した理由

当事業年度の各取締役の報酬等の決定にあたっては、独立社外取締役を中心とした報酬諮問委員会において、審議に必要な客観的・専門的な情報を踏まえ、当社の報酬等の決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っております。取締役会は報酬諮問委員会の答申を尊重し、各取締役の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。なお、新型コロナウイルス感染拡大による事業への影響を踏まえ、報酬諮問委員会における審議・答申を経て、当期の基本報酬の一部を返上しております。

3. 当事業年度中に退任した取締役および監査役

2020年4月1日以降に在任していた役員で、任期満了により退任した者は、次のとおりです。

退任時の地位	氏 名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退任日
取 締 役	斎藤 保	一般財団法人製造科学技術センター 理事長，一般社団法人日本造船工業会 会長 一般社団法人日本作業船協会 会長，一般社団法人日本産業機械工業会 会長 公益社団法人日本バリュー・エンジニアリング協会 会長 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構 理事長 国際商業会議所日本委員会 会長 株式会社かんぽ生命保険 社外取締役，沖電気工業株式会社 社外取締役	2020年6月25日
取 締 役	大谷 宏之	社長特命事項	2020年6月25日
取 締 役	水本 伸子	社長特命事項	2020年6月25日
取 締 役	木村 宏	野村ホールディングス株式会社 社外取締役 三井住友海上火災保険株式会社 社外取締役	2020年6月25日
監 査 役	八田 陽子	小林製薬株式会社 社外監査役，日本製紙株式会社 社外取締役	2020年6月25日
監 査 役	上杉 繁		2020年6月25日

4. 2021年4月1日以降の業務執行体制

地位および役位	氏 名	担 当
代表取締役会長	満岡 次郎	
代表取締役社長 最高経営責任者	井手 博	内部監査関連事項担当，危機管理担当，（兼）戦略技術統括本部長
代表取締役副社長 副社長執行役員	山田 剛志	社長補佐，グループ財務全般担当，経営企画関連事項担当，コーポレートコミュニケーション関連事項担当
代表取締役副社長 副社長執行役員	識名 朝春	社長補佐，グループ品質保証全般担当，調達関連事項担当，情報マネジメント関連事項担当 人事・労働関連事項担当，グループ安全衛生全般担当
取 締 役	長野 正史	社長特命事項
取 締 役	村上 晃一	社長特命事項
常 務 執 行 役 員	栗井 一樹	総務，法務，C S R 関連事項担当，グループコンプライアンス担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	川上 剛司	ものづくりシステム戦略担当，社会基盤・海洋事業領域長
常 務 執 行 役 員	小宮 義則	高度情報マネジメント統括本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	茂垣 康弘	生産拠点戦略担当，産業システム・汎用機械事業領域長
常 務 執 行 役 員	盛田 英夫	航空・宇宙・防衛事業領域長
執 行 役 員	志田 真人	人事部長
執 行 役 員	武田 孝治	資源・エネルギー・環境事業領域長

地位および役位	氏 名	担 当
執行役員	藤村 哲司	航空・宇宙・防衛事業領域 副事業領域長
執行役員	二瓶 清	グローバル・営業統括本部長，グループ営業全般担当
執行役員	森岡 典子	戦略技術統括本部 副本部長，新事業関連担当
執行役員	瀬尾 明洋	経営企画部長
執行役員	小林 淳	ソリューション統括本部長
執行役員	鬼束 和宏	産業システム・汎用機械事業領域 副事業領域長
執行役員	小澤 幸久	資源・エネルギー・環境事業領域 副事業領域長
執行役員	久保田伸彦	技術開発本部長，グループ技術全般担当
執行役員	土田 剛	産業システム・汎用機械事業領域 副事業領域長

5. 社外役員に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は次のとおりであり，当社といずれの兼職先との間にも特別な関係はありません。

区 分	氏 名	他の法人等の重要な兼職の状況
取締役	藤原 健嗣	旭化成株式会社 特別顧問，コクヨ株式会社 社外取締役，コニカミノルタ株式会社 社外取締役
取締役	石村 和彦	国立研究開発法人産業技術総合研究所 理事長 TDK株式会社 社外取締役，野村ホールディングス株式会社 社外取締役
取締役	中西 義之	D I C株式会社 相談役，株式会社日本製鋼所 社外取締役
取締役	松田千恵子	東京都立大学 経済経営学部 教授，同大学院 経営学研究科 教授 フォスター電機株式会社 社外取締役，キリンホールディングス株式会社 社外取締役
監査役	谷津 朋美	弁護士，S M B C日興証券株式会社 社外取締役，株式会社クラレ 社外監査役，協和キリン株式会社 社外監査役
監査役	岩本 敏男	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 相談役，株式会社大和証券グループ本社 社外取締役 日本精工株式会社 社外取締役，一般社団法人応用脳科学コンソーシアム 代表理事 特定非営利法人ブロードバンドアソシエーション 理事長
監査役	関根 愛子	公認会計士，日本公認会計士協会 相談役，早稲田大学商学術院 教授 オリックス株式会社 社外取締役，住友理工株式会社 社外監査役

(2) 当事業年度における取締役会および監査役会への出席状況ならびに主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況		発言状況および 期待される役割に対して行なった職務の概要
		取締役会	監査役会	
取 締 役	藤原 健嗣	全18回中18回 (100%)	—	主に総合化学メーカーの経営トップを務めてきた豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行なっております。
取 締 役	石村 和彦	全18回中17回 (94%)	—	主に総合素材メーカーの経営トップを務めてきた豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行なっております。
取 締 役	中西 義之	全13回中12回 (92%)	—	主にグローバル化学メーカーの経営トップを務めてきた豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行なっております。
取 締 役	松田千恵子	全13回中13回 (100%)	—	主に研究者および実務家としての企業戦略・財務戦略に関する高い専門性と、豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行なっております。
監 査 役	谷津 朋美	全18回中18回 (100%)	全14回中14回 (100%)	主に弁護士および公認会計士として多くの企業の諸課題に対応した豊富な経験と見識に基づき、適宜質問し、意見を述べております。
監 査 役	岩本 敏男	全18回中18回 (100%)	全14回中14回 (100%)	主に最先端IT企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜質問し、意見を述べております。
監 査 役	関根 愛子	全13回中13回 (100%)	全11回中11回 (100%)	主に公認会計士として多くの企業の諸課題に対応した豊富な経験と見識に基づき、適宜質問し、意見を述べております。

(注) 取締役の中西義之氏および松田千恵子氏ならびに監査役の関根愛子氏については、就任後に開催された取締役会および監査役会の出席状況を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役、監査役各氏ともに法令が定める額としております。

6. 役員等賠償責任保険に関する事項

当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役および監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D＆O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反を認識したうえでの行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。また、保険料は特約部分も含めて当社が全額を負担しており、被保険者の保険料負担はありません。

3 株式に関する事項

株式の状況 (2021年3月31日現在)

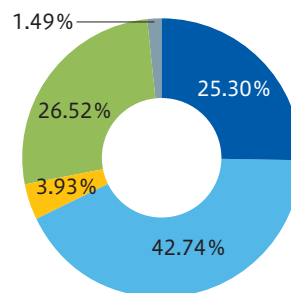
- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 149,067,006株 (自己株式5,612,948株を除く。)
- (3) 株主数 79,783名
- (4) 大株主 (上位10位)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	13,201	8.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13,188	8.84
第一生命保険株式会社	5,406	3.62
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	4,597	3.08
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	3,141	2.10
I H I 共栄会	2,755	1.84
I H I 従業員持株会	2,480	1.66
J P M O R G A N C H A S E B A N K 380634	2,415	1.62
住友生命保険相互会社	2,262	1.51
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	2,061	1.38

- (注) 1. 「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行」の持株数4,597千株は、委託者である株式会社みずほ銀行が議決権の指図権を留保しております。
2. 持株比率は自己株式(5,612,948株)を控除して計算しております。なお、自己株式には、業績連動型株式報酬「株式給付信託」として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式(552,400株)を含んでおりません。
3. 当社は自己株式を5,612,948株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
4. 株主構成の割合は表示単位未満を切捨てて表示しているため、合計が100%になっておりません。

株主構成

所有者別株式分布状況



- 個人・その他
78,324名/37,722,189株
- 政府・地方公共団体
1名/100株
- 金融機関
70名/63,719,837株
- その他国内法人
874名/5,863,124株
- 外国人
455名/39,538,136株
- 金融商品取引業者
58名/2,223,620株

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式給付の内容は次のとおりです。

役員区分	交付対象者	株式数
取締役	社内取締役（13名）	10,700株

（注）1．当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告38ページ「2．取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

2．上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2017年6月23日開催の第200回定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。当社の経営への中立性を確保するために、本信託勘定内の当社株式に係る議決権は一律に行使しないものとしております。なお、当事業年度末日現在、株式給付信託にかかる信託口が保有する当社株式数は552,400株であります。

4 会計監査人の状況

1. 名称

E Y新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	320
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	535

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の金額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間および報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当であることが確認できたため、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、IHI INC., JURONG ENGINEERING LIMITED ほか19社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して会計指導を委託しています。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を決定いたします。

新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権

名 称 (発行決議日)	新株予約権 の数	目的となる 株式の種類 および数	払込金額	行使に際して 出資される 財産の価額	行使期間
			(1個当たり)	(1個当たり)	
第1回新株予約権 (2007年7月23日)	0個	普通株式 0株	462,000円	100円	2007年8月10日から 2037年8月9日まで
第2回新株予約権 (2008年7月22日)	0個	普通株式 0株	185,000円	100円	2008年8月19日から 2038年8月18日まで
第3回新株予約権 (2009年7月21日)	0個	普通株式 0株	165,000円	100円	2009年8月6日から 2039年8月5日まで
第4回新株予約権 (2010年7月23日)	23個	普通株式 2,300株	154,000円	100円	2010年8月10日から 2040年8月9日まで
第5回新株予約権 (2011年7月25日)	17個	普通株式 1,700株	178,000円	100円	2011年8月18日から 2041年8月17日まで
第6回新株予約権 (2012年7月23日)	21個	普通株式 2,100株	159,000円	100円	2012年8月17日から 2042年8月16日まで
第7回新株予約権 (2013年7月22日)	30個	普通株式 3,000株	376,000円	100円	2013年8月22日から 2043年8月21日まで
第8回新株予約権 (2014年7月22日)	35個	普通株式 3,500株	440,000円	100円	2014年8月12日から 2044年8月11日まで
第9回新株予約権 (2015年7月21日)	26個	普通株式 2,600株	413,000円	100円	2015年8月11日から 2045年8月10日まで
第10回新株予約権 (2016年7月25日)	108個	普通株式 10,800株	278,000円	100円	2016年8月10日から 2046年8月9日まで

(注) 行使の条件は次のとおりであります。

1. 新株予約権者は、当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも喪失した日（取締役または執行役員退任後1年以内に監査役に就任した場合は当該監査役の地位を喪失した日）から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）以降、5年間に限り新株予約権を行使することができる。
 2. 上記1.にかかわらず、新株予約権者は、以下の（1）または（2）に定める場合（ただし、（2）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付された場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- (1) 新株予約権者が各新株予約権について次に掲げる日（以下、「期限日」という。）に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

名 称	期限日	新株予約権を行使できる期間
第1回新株予約権	2036年8月9日	2036年8月10日から2037年8月9日まで
第2回新株予約権	2037年8月18日	2037年8月19日から2038年8月18日まで
第3回新株予約権	2038年8月5日	2038年8月6日から2039年8月5日まで
第4回新株予約権	2039年8月9日	2039年8月10日から2040年8月9日まで

第 5 回新株予約権	2040 年 8 月 17 日	2040 年 8 月 18 日から 2041 年 8 月 17 日まで
第 6 回新株予約権	2041 年 8 月 16 日	2041 年 8 月 17 日から 2042 年 8 月 16 日まで
第 7 回新株予約権	2042 年 8 月 21 日	2042 年 8 月 22 日から 2043 年 8 月 21 日まで
第 8 回新株予約権	2043 年 8 月 11 日	2043 年 8 月 12 日から 2044 年 8 月 11 日まで
第 9 回新株予約権	2044 年 8 月 10 日	2044 年 8 月 11 日から 2045 年 8 月 10 日まで
第 10 回新株予約権	2045 年 8 月 9 日	2045 年 8 月 10 日から 2046 年 8 月 9 日まで

- (2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から 15 日間
3. 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
4. 当社は、2017 年 10 月 1 日を効力発生日として、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、普通株式 10 株を 1 株にする株式併合を実施したことにより、「目的となる株式の種類および数」および「行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 区分別の内訳

名称 (発行決議日)	取締役			監査役		
	新株予約権の数	目的となる株式数	保有者数	新株予約権の数	目的となる株式数	保有者数
第 1 回新株予約権 (2007 年 7 月 23 日)	0 個	0 株	0 名	—	—	—
第 2 回新株予約権 (2008 年 7 月 22 日)	0 個	0 株	0 名	—	—	—
第 3 回新株予約権 (2009 年 7 月 21 日)	0 個	0 株	0 名	—	—	—
第 4 回新株予約権 (2010 年 7 月 23 日)	23 個	2,300 株	1 名	—	—	—
第 5 回新株予約権 (2011 年 7 月 25 日)	17 個	1,500 株	1 名	—	—	—
第 6 回新株予約権 (2012 年 7 月 23 日)	21 個	2,100 株	1 名	—	—	—
第 7 回新株予約権 (2013 年 7 月 22 日)	21 個	2,100 株	2 名	9 個	900 株	1 名
第 8 回新株予約権 (2014 年 7 月 22 日)	35 個	3,500 株	4 名	—	—	—
第 9 回新株予約権 (2015 年 7 月 21 日)	26 個	2,600 株	4 名	—	—	—
第 10 回新株予約権 (2016 年 7 月 25 日)	95 個	9,500 株	5 名	13 個	1,300 株	1 名

- (注) 1. 社外取締役、監査役には交付しておりません。
2. 監査役が保有している新株予約権は、執行役員在任中に交付されたものであり、監査役在任中に交付されたものではありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社執行役員に交付した新株予約権の状況
記載すべき事項はございません。

3. その他新株予約権に関する重要な事項
記載すべき事項はございません。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法が規定する「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」について、取締役会において基本方針を決議し、当社グループのコーポレート・ガバナンスの実効を高め、もって企業価値向上に努めます。この基本方針の概要は次のとおりです。

(1) 取締役・従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、職務執行において法令および定款に適合することを確保するため、関連する規定を制定し、取締役・従業員はこれらに服します。取締役は、職務執行にあたっては、全社および各部門、関係会社の単位で業務の実態に即した実施体制を整備するとともに、職務執行が適正に行なわれていることを監査するための体制を整備します。

①規定の整備

「IHIグループ基本行動指針」等、取締役・従業員が法令等、職務を執行するうえで必要となるルールや手続きを、当社グループに共通するものはIHIグループ規定として、全社に共通するものは全社規定として、各部門固有の業務を規定するものは部門規定として整備します。また、それぞれの規定には所管部門を明確にし、法令等の変更があった場合に規定を改廃するための仕組みも整備します。

②コンプライアンス活動体制

コンプライアンスに関する活動は、コンプライアンス担当役員を委員長とする全社委員会の「コンプライアンス委員会」が、全社共通の活動方針を策定します。全社共通の活動方針は、事業部門ごとの活動計画に展開され、事業部門は具体的な施策を立案し活動します。従業員に対する周知は、法務部が企画し実施する全社教育のほかに、基幹職や中堅社員、新入社員などの階層別教育、さらに人事や財務、調達などの専門教育を通じて実施します。

③活動状況の確認と是正のための体制

各部門の業務の実態を把握し、これを検証・評価することにより、それらの適正を確保するための内部監査制度を設け、各部門から独立した部門である内部監査部門として「内部監査部」を設置し、監査結果について適宜取締役会に報告します。また、内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」を設けて、職制とは別に法務部を相談・通報の窓口として、自浄作用を発揮し、コンプライアンス違反を未然に防ぐための体制を整備します。

(2) 情報の保存および保管に関する体制

取締役は、職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録による方法により保存し、これらの保存および保管に係る管理体制については、文書または電磁的記録の保存および保管に係る基本規定を整備し、これに定めるところにより適切に管理します。

文書または電磁的記録の保存および保管に係る基本規定を改訂する場合には、取締役会の承認を得るものとします。

(3) リスク管理に関する体制

取締役は、当社グループのそれぞれの担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視します。

取締役は、当社グループの業務執行に係る種々のリスクとして、以下の各号に掲げるリスクの評価・識別・監視の重要性を認識し、適切なリスク管理体制の整備ならびにその運用・評価のための体制を整備します。

- | | |
|------------|---|
| ①契約 | 競争環境、他社との連携・M&A、事業統合、海外事業、資材調達、債務保証等、各種契約に係る経営上のリスク |
| ②設計・製造・技術 | 生産立地、品質保証、技術契約、研究開発等における期待を下回るリスク |
| ③法令・規制 | 法令等に違反することにより信用を失墜し、または損失を蒙るリスク |
| ④情報システム | 情報資産の漏洩、盗難、紛失、破壊等に関するリスク |
| ⑤安全衛生・環境 | 事業所および建設現場等における安全衛生・環境保全に問題が生じるリスク |
| ⑥災害・システム不全 | 災害や事故、情報システムの機能停止等により、業務遂行が阻害されるリスク |
| ⑦財務活動 | 為替・金利動向等、財務活動に係るリスク |
| ⑧財務報告 | 財務報告における虚偽記載（不正、誤謬いずれによる場合も含む）リスク |

取締役は、当社グループのそれぞれの担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視するとともに、新たに生じたリスクについては速やかに対応責任者を定める一方で、当社グループの業績、財政状態および株価に影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、当社取締役会に報告します。

(4) 職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役は、職務の執行が効率的に行なわれることを確保するために、経営監視監督機能と職務執行機能を明確に区分し、職務執行権限については、執行役員にその権限を大幅に委譲し、職務の執行の効率化を促進します。

執行役員の長である最高経営責任者は、多面的な検討を経て慎重に意思決定を行なうために、その諮問機関として経営会議を組織し、当社グループの重要事項について審議します。

取締役は、毎期当初に事業領域・S B Uごとに収益性に関する数値目標を含む利益計画の設定を行ない、月次で目標の達成状況を確認し、職務の執行状況の管理を行ないます。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、当社グループ会社管理に関する規定を整備し、当社グループを管理・監督・指導する主管部門を定めることにより、グループ企業を含めた当社グループの事業全般に対して責任あるガバナンスが確保できる体制を整えとともに、グループ企業に関わる重要な事項については、一定の基準に従い当社の取締役会、経営会議において審議・報告します。

取締役は、グループ企業各社への非常勤監査役の派遣もしくは各社を担当する従業員を配置することによりグループ企業各社の経営状況を日常的に確認し、必要があれば、主管部門および関連する部門により業務の適正を確保するための支援を行ないます。

グループ企業に共通する管理制度の制定、整備およびグループ経営に関する事項全般を統括するため、経営企画部を設置しこれにあたります。

(6) 監査役の職務を補助する従業員に関する事項

監査役は、監査役の職務の執行を補助するために監査役事務局を置きます。

当社従業員の基幹職他数名を監査役事務局の従業員とし、その人事に係る事項は、監査役と関係取締役の協議により定めます。

監査役事務局の従業員は監査役の指示に従い、取締役は、監査役事務局の従業員の業務執行者からの独立性の確保および監査役の監査役事務局の従業員に対する指示の実効性の確保に留意します。

(7) 監査役の監査に関する事項

監査役は、監査役会において定めた監査の方針等に則り、取締役会のほか、経営会議等の重要会議に出席するとともに、取締役等から職務執行状況の聴取や重要な決裁書類等の閲覧、社内各部門や重要な子会社の業務および財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務の執行を監査します。また、監査役が職務執行上必要とする費用は、会社がこれを負担します。

(8) 監査役への報告に関する事項

取締役および従業員は、監査役または監査役会に対して、法令に定める事項、内部監査の結果、内部通報制度による通報の状況および内容、その他当社グループに影響を及ぼす重要事項について、遅滞なく報告するものとします。

なお、当該報告をした者は報告したことを理由として不利な取扱いを受けることはないものとします。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) 取締役・従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・グループ規定および全社規定ならびに部門規定を整備し、法令等の変更にあわせて規定を適時に改廃するとともに、規定管理のルールに基づいた定期的な規定の見直しを行なっております。
- ・「コンプライアンス委員会」を設置し、年度の活動方針を定め、グループ企業を含め展開しております。
- ・内部監査と内部統制の評価により、当社グループの内部管理体制を確認しております。
- ・内部通報制度の調査体制の下、通報案件については、適正かつ早期の対応を進めており、また、内部通報制度の運用状況の概要については、監査役への報告および「ＩＨＩグループリスク管理基本規程」で定める「リスク管理会議」での報告を行なうとともに四半期ごとに社内に公表しております。

(2) 情報の保存および保管に関する体制

- ・文書または電磁的記録の保存および保管について定めた規定に基づき、文書管理を行なうとともに、全社を対象とした管理状況の調査を実施し、適切なファイリング方法の指導等を行なっております。

- ・情報セキュリティの観点から、全社規定であった「情報管理規程」をＩＨＩグループ規定として整備し、グループ全体での情報管理の徹底を図るとともに、管理状況のモニタリング活動を通じた定着に取り組んでおります。

(3) リスク管理に関する体制

- ・当社グループにおけるリスク管理について定めた規定に基づき、コーポレート部門、事業領域、事業部門それぞれのリスク管理における役割と責任を明確化してリスク管理活動を実施しており、実施状況については、四半期ごとに取締役会へ報告しております。
- ・過去の不適切事案の再発防止策として、グループ全従業員を対象とする「品質・コンプライアンス研修」を継続して実施しており、研修実施後に受講者からは「誓約書」を取得し、品質保証およびコンプライアンスに一切の妥協を許さない企業風土の構築と浸透に取り組んでおります。
- ・事業領域ごとに事業戦略の遂行を困難にする重要リスクを特定し、リスクの予兆を早期に検知し、迅速かつ的確に対応できる体制の強化に努めました。

(4) 職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ・執行役員制度を導入し、経営監視監督機能と職務執行機能を明確に区分するとともに、報酬諮問委員会および指名諮問委員会を設置し、監視監督機能の強化を図っております。また、最高経営責任者の諮問機関である経営会議を設け、重要事項の審議を行っております。
- ・取締役会および経営会議における審議に際し、重要な業務執行の決定に係る一部の権限を最高経営責任者または事業領域長へ委譲し、重要事項に関する議論の充実、活性化を図っております。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループ会社管理に関する規定を定め、当該規定に基づき、各主管部門が担当するグループ会社の管理・監督・指導を行なうとともに、グループ会社の重要事項については、当社取締役会、経営会議において審議、報告しております。また、各社への非常勤監査役の派遣などにより、経営状況の確認を行っております。

(6) 監査役の職務を補助する従業員に関する事項

- ・監査役の職務の執行を補助するため監査役事務局を設置しております。監査役事務局にはスタッフ４名が常駐し、監査役事務局の業務執行者からの独立性を確保しております。

(7) 監査役の監査に関する事項

- ・監査役は、当社取締役会に加え、当社経営会議等の重要な会議に出席しております。また、業務執行に関する重要な文書の閲覧や社内各部門・重要な子会社の調査を行っております。

(8) 監査役への報告に関する事項

- ・当社グループの取締役および従業員は、当社取締役会および経営会議等を通じて、法令に定める事項等に加え、当社グループに影響を及ぼす重要事項について、監査役に報告しております。

連結財政状態計算書 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産)		(負債)	
流動資産	946,660	流動負債	764,788
現金及び現金同等物	120,766	営業債務及びその他の債務	234,451
営業債権及びその他の債権	344,535	社債及び借入金	158,377
契約資産	111,830	リース負債	17,630
その他の金融資産	1,391	その他の金融負債	11,742
棚卸資産	326,470	未払法人所得税	5,125
その他の流動資産	41,668	契約負債	165,818
		引当金	26,738
		その他の流動負債	144,907
非流動資産	886,231	非流動負債	740,376
有形固定資産	252,510	社債及び借入金	304,735
使用権資産	117,794	リース負債	125,193
のれん	5,876	その他の金融負債	103,428
無形資産	121,265	繰延税金負債	3,132
投資不動産	144,183	退職給付に係る負債	180,720
持分法で会計処理されている投資	48,460	引当金	6,338
その他の金融資産	49,056	その他の非流動負債	16,830
繰延税金資産	70,455	負債合計	1,505,164
その他の非流動資産	76,632	(資本)	
		資本	
		資本金	107,165
		資本剰余金	51,735
		利益剰余金	148,428
		自己株式	△15,953
		その他の資本の構成要素	9,394
		親会社の所有者に帰属する持分合計	300,769
		非支配持分	26,958
		資本合計	327,727
資産合計	1,832,891	負債及び資本合計	1,832,891

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	1,112,906
売上原価	932,932
売上総利益	179,974
販売費及び一般管理費	164,225
その他の収益	29,697
その他の費用	17,485
営業利益	27,961
金融収益	6,696
金融費用	5,107
持分法による投資損益（△は損失）	△1,933
税引前利益	27,617
法人所得税費用	10,663
当期利益	16,954
当期利益の帰属	
親会社の所有者	13,093
非支配持分	3,861
当期利益	16,954

連結持分変動計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ
期首残高	107,165	51,779	136,516	△15,899	△5,067	△255
当期利益			13,093			
その他の包括利益					6,190	194
当期包括利益合計	—	—	13,093	—	6,190	194
自己株式の取得				△312		
自己株式の処分		△6		258		
配当金			△2,980			
株式報酬取引		△38				
支配継続子会社に対する持分変動						
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			2,000			
その他			△201		△21	
所有者との取引額合計	—	△44	△1,181	△54	△21	—
期末残高	107,165	51,735	148,428	△15,953	1,102	△61

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配 持分	合計
	その他の資本の構成要素				合計		
	その他の包括利 益を通じて公正価 値で測定する金 融資産	確定給付制度の 再測定	新株 予約権	その他の資本の 構成要素合計			
期首残高	5,406	—	533	617	280,178	25,862	306,040
当期利益				—	13,093	3,861	16,954
その他の包括利益	2,645	1,888		10,917	10,917	1,035	11,952
当期包括利益合計	2,645	1,888	—	10,917	24,010	4,896	28,906
自 己 株 式 の 取 得				—	△312		△312
自 己 株 式 の 処 分			△119	△119	133		133
配 当 金				—	△2,980	△3,651	△6,631
株 式 報 酬 取 引				—	△38		△38
支配継続子会社に対 する 持 分 変 動				—	—	59	59
その他の資本の構成 要素から利益剰余金 への 振 替	△112	△1,888		△2,000	—		—
そ の 他				△21	△222	△208	△430
所有者との取引額合計	△112	△1,888	△119	△2,140	△3,419	△3,800	△7,219
期末残高	7,939	—	414	9,394	300,769	26,958	327,727

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、当連結会計年度より会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、「IFRSという。」）に準拠して作成しています。なお、同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 : 151社

主要な連結子会社 : 事業報告の「重要な子会社の状況」に記載しています。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社 : 26社

主要な持分法適用会社 : ジャパン マリンユナイテッド(株), GE Passport, LLC,
IHI Investment for Aero Engine Leasing LLC

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品

① 金融資産

a. 当初認識および測定

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融資産を認識しています。

当社グループは、金融資産を公正価値で測定する金融資産、又は償却原価で測定する金融資産に分類しています。

金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類し、それ以外の場合には公正価値で測定する金融資産へ分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

公正価値で測定する金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融商品を除き、個々の金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しています。当社グループは当初認識時においてこれらの分類を決定しています。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に、当該金融資産に直接帰属する取引コストを加算した金額で測定しています。

b. 事後測定

金融資産の当初認識後は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

(i) 償却原価で測定する金融資産

実効金利法による償却原価により測定しています。

(ii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当初認識後に公正価値で測定し、その公正価値の変動は純損益として認識しています。

(iii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には利益剰余金に振り替えています。なお、当該金融資産からの配当金については当期の損益として認識しています。

c. 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

報告期間の末日ごとに、当該資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを判定しています。著しく信用リスクが増加している場合には、全期間の予想信用損失と同額の貸倒引当金を認識し、著しい信用リスクの増加が認められない場合には、12か月の予想信用損失と同額の貸倒引当金を認識しています。

ただし、営業債権および契約資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、全期間の予想信用損失と同額で貸倒引当金を認識しています。

信用リスクの著しい増加を示す客観的証拠としては、債務者による支払不履行又は滞納、当社グループが債務者に対して、そのような状況でなければ実施しなかったであろう条件で行なった債権の回収期限の延長、債務者又は発行企業が破産する兆候等が挙げられます。なお、貸倒引当金の繰入額又は戻入額は、純損益で認識しています。

d. 認識の中止

金融資産は、キャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡し、当該金融資産の所有にかかるリスクと経済価値のほとんどすべてが移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しています。

② 金融負債

a. 当初認識および測定

金融負債は、金融保証契約を除いて、償却原価で測定する金融負債に分類しています。

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時に、公正価値から取引コストを控除した金額で測定しています。

b. 事後測定

償却原価で測定する金融負債は、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しています。

金融保証契約は当初認識後、以下のいずれか高い方の金額で測定しています。

- ・ 決算日現在の債務を決済するために要する支出の最善の見積額
- ・ 当初測定額から償却累計額を控除した額

c. 認識の中止

金融負債は、契約中に特定された債務が消滅した時、すなわち、免責、取消し、又は失効となった場合に認識を中止しています。

d. 収益分配契約

民間航空機エンジン事業において金融機関等との間で締結した、事業遂行のための資金を受領し、その返済を当該事業の将来の収益に連動して行なう契約について、償却原価で測定する金融負債に分類しています。

償却原価での測定において、当初認識時には資金の受領額で測定し、当初認識後は契約時に想定していた収益率を割引率として実効金利法を適用しています。なお、償却原価での測定において、将来のエンジンの納入基数等は考慮していません。

③ デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループは、為替リスクおよび金利リスクをヘッジするために、為替予約、金利スワップといったデリバティブ商品を利用しています。

これらのデリバティブは公正価値で当初認識しています。また、当初認識後も公正価値で測定し、その事後的な変動は、キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段として指定する場合を除き、純損益として処理しています。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的および戦略について、公式に指定および文書化を行なっています。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質およびヘッジの有効性の評価方法などを含んでいます。また、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しています。

ヘッジ会計の要件を満たすヘッジは、以下のように分類し、会計処理しています。

a. 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジは、既に認識された資産又は負債、もしくは未認識の確定契約の公正価値の変動に対するヘッジであり、既に認識された資産又は負債、もしくは未認識の確定契約とその関連するデリバティブの公正価値の変動は純損益で認識しています。

b. キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジは、将来取引のヘッジ、又は既に認識された資産又は負債に関連して発生する将来キャッシュ・フローの変動に対するヘッジであり、ヘッジの効果が高度に有効である限り、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定したデリバティブの有効部分に関する公正価値の変動はその他の包括利益として認識し、非有効部分の公正価値の変動は純損益で認識しています。

④ 金融資産と金融負債の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現時点で存在し、かつ純額ベースで決済するか又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図が存在する場合にのみ相殺し、連結財政状態計算書において純額で計上しています。

(2) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い額で測定しています。取得原価とは購入原価、加工費および棚卸資産が現在の場所と状態に至るまでに発生したすべての費用を含めた金額です。加工費には、正常操業度に基づく固定製造間接費を含めています。取得原価の算定にあたっては、製品は主として個別法、仕掛品は主として個別法、原材料及び貯蔵品は主として移動平均法に基づいて算定しています。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積販売価額から完成までに要する見積原価および見積販売費用を控除した額です。

(3) 有形固定資産

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、資産計上の要件を満たす借入費用並びに解体、除去および原状回復費用を含めています。

土地等の償却を行なわない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行なっています。

なお、見積耐用年数および減価償却方法等は、各年度末に見直しを行ない、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(4) 無形資産

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

個別に取得した無形資産は、当初認識に際し資産計上すべき借入費用を含む取得原価で測定しており、企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しています。なお、自己創設の無形資産については、資産化の要件を満たす開発費用を除き、その支出額はすべて発生した期の費用として計上しています。資産化の要件を満たした自己創設の無形資産は、資産化の要件を最初に満たした日以降に発生する支出の合計額を取得原価としています。

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しています。耐用年数を確定できる無形資産の見積耐用年数および償却方法は、各年度末に見直しを行ない、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能でない無形資産については、償却を行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、個別に又は各資金生成単位で減損テストを実施しています。

(5) リース

① 借手側

当社グループは、原資産を使用する権利である使用権資産と、リース料を支払う義務であるリース負債を認識し、リースに関する費用を使用権資産の減価償却費およびリース負債に係る支払利息として認識しています。リース期間が12か月以内である短期リースおよび原資産が少額であるリースのリース料は、リース期間にわたって定額法により純損益として認識しています。

使用権資産の測定においては原価モデルを採用し、リース開始日における取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しています。取得原価には、リース負債の当初測定のコストに当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される解体、除去および原状回復費用を含めた額で測定しています。各使用権資産は、リース開始日から使用権資産の耐用年数の終了時またはリース期間の終了時のいずれか早い方までわたって、定額法で減価償却を行なっています。なお、耐用年数またはリース期間に変更があった場合は、会計上の見積りの変更として扱い、将来に向かって変更しています。

リース負債は、リース開始時現在で支払われていないリース料をリースの計算利子率または借手の追加借入利子率を用いて割り引いた現在価値で測定し表示しています。リース期間中の各期間におけるリース負債に係る金利費用は、リース負債の残高に対する每期一定の率をリース期間にわたり純損益として認識し、「金融費用」に含めて表示しています。

② 貸手側

当社グループは、有形固定資産のリースで、所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを借手に移転する場合のリースは、ファイナンス・リースに分類され、原資産の認識の中止を行ない、リース料総額の現在価値で正味リース投資未回収額を認識および測定しています。

所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを借手に移転するものではない場合のリースは、オペレーティング・リースに分類され、原資産の認識を継続し、リース収益をリース期間にわたり定額で認識しています。

(6) 投資不動産

投資不動産とは、賃料収入又はキャピタル・ゲイン、もしくはその両方を得ることを目的として保有する不動産です。通常の営業過程で販売するものや、商品又はサービスの製造・販売、もしくは、その他の管理目的で使用する不動産は含まれていません。

当社グループは投資不動産の当初認識後の測定について原価モデルを採用しており、資産の取得に直接関連する費用、資産計上の要件を満たす借入費用並びに解体、除去および原状回復費用を含む取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額をもって計上しています。

減価償却については、見積耐用年数にわたり、定額法により減価償却を行なっています。なお、見積耐用年数および減価償却方法等は、各年度末に見直しを行ない、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(7) 非金融資産の減損

当社グループは決算日において、棚卸資産および繰延税金資産を除く非金融資産についての減損の兆候の有無の判定を行なっています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっています。のれん、耐用年数を確定できない無形資産および未だ使用可能でない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、每期、主に第4四半期において減損テストを行なっています。また、個々の資産について回収可能価額を見積もることができない場合には、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積もっています。

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値とその使用価値のうち高い方の金額で算定しています。資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超える場合は、その資産について減損を認識し、回収可能価額まで評価減しています。また、使用価値の評価における見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価および当該資産に固有のリスク等を反映した割引前割引率を使用して、現在価値まで割引いています。処分コスト控除後の公正価値の算定にあたっては、利用可能な公正価値指標に裏付けられた適切な評価モデルを使用しています。

のれん以外の資産について、過年度に認識された減損損失は、決算日にその回収可能価額の算定に使用した想定事項に変更が生じた場合等、損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候の有無を判定しています。そのような兆候が存在する場合は、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行ない、その回収可能価額が、資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻し入れています。

(8) 引当金

過去の事象の結果として現在の債務（法的債務又は推定的債務）を有しており、債務の決済を要求される可能性が高く、かつ当該債務の金額について信頼できる見積りが可能である場合に引当金を認識しています。

貨幣の時間価値が重要な場合には、決済のために要すると見積もられた支出額の現在価値で測定しています。現在価値の算定には、貨幣の時間的価値の現在の市場評価とその負債に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いています。

(9) 従業員給付

① 退職後給付制度

a. 確定給付制度

確定給付制度は、確定拠出制度以外の退職給付制度です。確定給付制度債務は、制度ごとに区分して、従業員が過年度および当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積もり、予測単位積増方式により当該金額を現在価値に割り引くことによって算定しています。制度資産の公正価値は当該算定結果から差し引いています。

割引率は、当社グループの確定給付制度債務と概ね同じ満期日を有するもので、決算日時点の優良社債の利回りです。

当社グループは、確定給付制度の給付債務および制度資産の再測定による債務の増減をその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えています。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として認識しています。

b. 確定拠出制度

確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払いについて法的又は推定的債務を負わない退職給付制度です。確定拠出制度の拠出債務は、従業員が関連するサービスを提供した期間に費用として認識しています。

② 短期従業員給付

短期従業員給付および有給休暇費用については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しています。

賞与については、当社グループが、従業員から過去に提供された対価として支払うべき現在の法的および推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積もることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積もることができる額を負債として認識しています。

(10)企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しています。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債および当社が発行する資本性金融商品の取得日の公正価値の合計として測定されます。

取得対価、非支配持分の金額、および以前に保有していた資本持分の総額が、識別可能な資産および負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しています。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として計上しています。企業結合が生じた期間の末日までに企業結合の当初の会計処理が完了していない場合には、暫定的な金額で会計処理を行ない、取得日から1年以内の測定期間において、暫定的な金額の修正を行ないます。

のれんは減損損失累計額を控除した取得原価で表示しています。のれんの償却は行なわず、毎期、主に第4四半期に減損テストにより必要な場合は減損損失を計上しています。なお、のれんの減損損失の戻入は行なっておりません。

企業結合に関連して発生した取得費用は発生時に費用として処理しています。なお、支配獲得後の非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しており、当該取引からのれんは認識していません。

段階的に達成される企業結合の場合、当社グループが以前保有していた被取得企業の持分は支配獲得日の公正価値で再測定し、発生した利得又は損失は純損益又はその他の包括利益として認識しています

(11)外貨換算

① 外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における直物為替相場又はそれに近似するレートにより当社グループ並びに関連会社各社の機能通貨に換算しています。外貨建の貨幣性資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により機能通貨に換算しています。当該換算および決済により生じる換算差額は純損益として認識しています。

② 在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産および負債は決算日の直物為替相場により、収益および費用は期中平均為替相場により、それぞれ円貨に換算しており、その換算差額はその他の包括利益として認識しています。在外営業活動体が処分された場合には、当該営業活動体に関連する累積換算差額を処分した期の純損益として認識しています。

(12)売上収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息および配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに依りて）収益を認識する。

契約については実質で判断しており、複数の契約を結合する場合があります。契約に複数の履行義務を識別できる場合には、変動対価や顧客に支払われる対価等を適切に織り込んだ取引価格を、独立販売価格の比率で配分しています。取引価格には重要な金融要素は含まれていません。

顧客との契約獲得のための増分コストおよび契約に直接関連する履行コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しており、当該資産が関連する製品およびサービスの収益の認識方法に従って償却を行なっています。

取引の裏付けとなる説得力のある証拠が存在することを前提として、経済的便益が流入することが確実で、かつ信頼性をもって測定できる場合に収益を認識しています。製品の販売、役務の提供および工事契約等の収益は、受領した対価又は受領可能な対価の公正価値により測定しています。

収益の重要な区分ごとの認識基準は、以下のとおりです。

① 製品の販売

製品の販売にかかる収益については、主として顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引渡時点において履行義務が充足されると判断しており、通常は製品の引渡時点で認識しています。

② 役務の提供および工事契約

一定期間にわたって履行義務が充足される役務の提供および工事契約による収益については、顧客に提供する当該履行義務の充足に向けての進捗度を測定して収益を認識しています。進捗度の測定においては、履行義務の充足のために発生した費用が、当該履行義務充足のために予想される総費用に占める割合に基づき見積もっています。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

(13) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 …………… 税抜方式によっています。

連結納税制度の適用 …………… 連結納税制度を適用しています。

II. 会計上の見積りに関する注記

翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある仮定および見積り、並びに当連結会計年度に計上した金額は以下のとおりです。

・非金融資産の減損

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた航空エンジンの有形固定資産、使用権資産、無形資産およびその他の非流動資産について、減損テストを実施し、当該資産の生み出す将来キャッシュ・フローの現在価値である回収可能価額が、当該資産の簿価を十分に上回る見込みであると確認し、当連結会計年度の減損損失の認識は不要と判断しています。

減損テストにおける回収可能価額の見積りにおいては、以下の仮定を置いています。需要回復については、国際航空運送協会 (IATA) の情報に加え、事業パートナーから得た情報も鑑み、新型コロナウイルス感染拡大以前である2019年の水準まで回復するのは2024年と想定しています。また、回復スピードに関しては、2021年度は当連結会計年度から若干の回復がみられる程度としつつ、ワクチンの普及などによる集団免疫の確立や、それに伴う人の移動制限の緩和等により、徐々に速まると考えています。このような需要の回復に伴い、売上収益および十分な営業利益を計上できると想定しています。

当連結会計年度の減損損失	－百万円
有形固定資産	70,751百万円
使用権資産	25,179百万円
無形資産	104,716百万円
その他の非流動資産	62,452百万円

・繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき課税所得の発生時期および金額を見積もっています。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、特に民間向け航空エンジンにおける需要回復の時期やスピードに関する仮定や、「プロジェクトChange」における成長事業創出に向けた原資確保のための保有資産の売却益等を踏まえて、2021年度以降の課税所得を見積もっています。

このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行なっていますが、将来の不確実な経済環境の変動等の結果によって実際の結果と異なり、将来の課税所得の見積り、繰延税金資産の回収可能性等の判断に影響する可能性があります。現時点において前連結会計年度から繰延税金資産の回収可能性等の判断に重要な変更はありません。

繰延税金資産	70,455百万円
--------	-----------

・引当金の測定

引当金は、将来において債務の決済に要すると見込まれる支出の決算日における最善の見積りに基づいて測定しています。将来において債務の決済に要すると見込まれる支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しています。

引当金のうち受注工事損失引当金については、当連結会計年度末において見込まれる未引渡工事の損失発生に備えるため、当該見込額を見積もって計上しています。測定において使用される仮定は、契約の履行において想定していない事象の発生などの影響を受け、将来にわたり、受注工事損失引当金の残高が変動する可能性があります。

受注工事損失引当金	13,829百万円
-----------	-----------

・偶発事象

偶発事象は、報告日におけるすべての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性および金額的影響を考慮した上で、将来の事業または財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローに重要な影響を及ぼす可能性のある項目がある場合には開示しています。

対象の金額は、注記「Ⅲ. 連結財政状態計算書に関する注記 4. 偶発債務」に記載しています。

III. 連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

持分法で会計処理されている投資	2,793百万円（注1）
その他の金融資産（非流動）	2,613百万円（注2）（注3）

（注1）関係会社である七ツ島バイオマスパワー合同会社と金融機関との間で締結した限度貸出契約に基づく同社の一切の債務を担保するために、七ツ島バイオマスパワー合同会社とその出資会社9社と金融機関との間で社員持分根質権設定契約を締結しています。担保に供している資産額は2,793百万円です。

（注2）鹿児島メガソーラー発電(株)と金融機関との間で締結した限度貸付契約に基づく同社の一切の債務を担保するために、鹿児島メガソーラー発電(株)とその株主7社と金融機関との間で株式根質権設定契約を締結しています。担保に供している資産額は646百万円です。

（注3）関係会社である小名浜東港バルクターミナル合同会社と金融機関との間で締結した限度貸出契約に基づく同社の一切の債務を担保するために、小名浜東港バルクターミナル合同会社とその出資会社6社と金融機関との間で社員持分根質権設定契約を締結しています。担保に供している資産額は1,870百万円です。

(2) 担保に係る債務

該当事項はありません。

2. 資産から直接控除した貸倒引当金	6,208百万円
--------------------	----------

3. 資産に係る減価償却累計額（償却累計額）および減損損失累計額

有形固定資産	624,988百万円
使用権資産	65,861百万円
無形資産	103,408百万円
投資不動産	56,331百万円

4. 偶発債務

(1) 保証債務（注）

金融機関等からの借入金等に対する保証債務は次のとおりです。

保証債務の内容	金額（百万円）
IHI Investment for Aero Engine Leasing LLC	10,531
(一財)日本航空機エンジン協会	3,540
中部セグメント(株)	325
日本エアロフォージ(株)	295
従業員の住宅資金等借入保証	164
八千代5ロジスティック特定目的会社	38
計	14,892

(2) 保証類似行為（注）

金融機関等からの借入金等に対する保証類似行為は次のとおりです。

保証類似行為の内容	金額（百万円）
従業員の住宅資金等借入保証	3,626
計	3,626

（注）以下のいずれかに該当する場合には、当社グループの負担額を表示しています。

- ①債権者への対抗要件を備えた共同保証等の保証契約で、当社グループの負担額が明示され、かつ、他の保証人の負担能力に関係なく当社グループの負担額が特定されている場合。
- ②複数の保証人がいる連帯保証契約で、保証人間の取決め等により、当社グループの負担割合又は負担額が明示され、かつ、他の連帯保証人の負担能力が十分であると判断される場合。

(3) その他

米国における当社の連結子会社である IHI E&C International Corporation（以下、「IHI E&C」という。）が 2016 年に受注した北米でのプロセスプラント案件において、工事の遅延が発生しました。本件プロセスプラントは、お客さまへの引き渡しを完了しており、2020 年 8 月 26 日にお客さまによる LNG 出荷設備の商業運転を開始しました。

当社グループとしては、本件遅延はお客さまの事由により生じたものであるとの認識であり、本件遅延に伴い生じた追加費用については、契約に基づいてお客さまに請求し得るものであるとの立場にて交渉を続けてきました。2019 年には、お客さまとの契約規定に基づく当事者間協議を行ない、2020 年 3 月と 10 月には、その次段階としての契約規定に従い、第三者を含めた調停にて誠実に協議を重ねてきました。しかしながら、合意に至ることはなかったため、当社としては、契約規定に基づく当地裁判所における裁判手続きに本件紛争解決を付託せざるを得ない段階に至ったものと判断しました。その結果、2020 年 12 月 4 日付にて、お客さまに対して、主として契約違反の事由に基づく請負金増額請求として約 227 百万米ドル（1 米ドル＝110.65 円換算で約 251 億円）の支払いを請求する訴えを当地裁判所に提起しています。

一方で、上述の当事者間協議の段階においては、IHI E&C は、2019 年 12 月 4 日に、納期遅延に関して契約が定める予定損害賠償額として、117 百万米ドル（1 米ドル＝110.65 円換算で約 129 億円）の請求書をお客さまから受領しています（以下、「当該請求額」という。）。ただし、現在継続している裁判において、現段階では、お客さまから IHI E&C に対する具体的な請求金額は、明らかにされていません。

現時点において、当社グループの財政状態および経営成績に対する影響を合理的に見積もることは困難であることから、当該請求額に関わる事象による影響は、連結計算書類には反映されていません。

なお、本訴訟の結果を現時点で予測することは不可能であり、これらに係る詳細な開示は、本訴訟の展開に重要な影響を及ぼす可能性があるため、行なっていません。

IV. 連結損益計算書に関する注記

（投資不動産売却益）

当社は、2020 年 11 月 10 日に公表しました「プロジェクト Change」に基づく持続可能な社会の実現に資する成長事業の創出に向けた投資原資の確保を目的として、投資不動産を譲渡しました。これに伴い、以下のとおり、投資不動産売却益としてその他の収益を計上しています。

資産内容および所在地	投資不動産売却益
投資不動産（土地 約 8,350 坪） 東京都江東区新砂二丁目	16,797 百万円
投資不動産（土地 約 2,220 坪） 東京都江東区新砂一丁目	4,590 百万円
その他	4,224 百万円

V. 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式総数

(1) 発行済株式の種類および総数

普通株式 154,679,954株

(2) 自己株式の種類および株式数

普通株式 6,165,348株

(注) 当期末の自己株式には、株式給付信託にかかる信託口が保有する当社株式552,400株が含まれています。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,980	20	2020年 3月31日	2020年 6月26日

(注) 2020年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託にかかる信託口が保有する当社株式に対する配当金額8百万円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式 147,300株

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経営活動を行なう過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行なっています。

また、当社グループは、デリバティブ取引を為替変動リスク又は金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行なわない方針です。

(1) 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクです。

当社は、債権管理のための関連諸規定に従い、各事業部門における回収責任部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手又は受注案件ごとに回収状況および残高を管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図るとともに、担保徴収を行なうなどの債権保全を図っています。連結子会社においても同様の管理を行なっています。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティリスクを軽減するため、格付けの高い金融機関とのみ取引を行なっています。

(2) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。

当社グループでは、営業キャッシュ・フローで獲得した資金に加えて、必要に応じて、短期的な資金については銀行借入やコマーシャル・ペーパーなど、長期的な資金については長期借入金や社債等によって調達することで、適切な返済資金を準備しています。

また、当社と国内子会社間、また海外の一部地域の関係会社間ではキャッシュ・マネジメント・システムによる資金融通を行ない、グループ内の流動性確保、資金効率向上に努めています。

加えて、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しています。

(3) 為替リスク管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替リスクに対して、先物為替予約、通貨オプションを利用してヘッジしています。

ヘッジ実績は、月次で財務部担当役員に、四半期毎に経営会議に報告しています。主要な連結子会社についても、同様の管理を行なっています。

また、当社および一部の連結子会社は、外貨建て借入の為替変動リスクを抑制するために、通貨スワップ取引を利用しています。

デリバティブ取引については、取引の記帳および契約先と残高照合等を行なうとともに、月末時点の取引残高・時価評価損益等を、月次で財務部担当役員に報告しています。

(4) 金利リスク管理

当社および一部の連結子会社は、社債および長期借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しています。

デリバティブ取引については、取引の記帳および契約先と残高照合等を行なうとともに、月末時点の取引残高・時価評価損益等を、月次で財務部担当役員に報告しています。

(5) 市場価格の変動リスク管理

当社および一部の連結子会社は、取引先企業との業務又は資本連結等に関連する株式を保有しており、これらは市場価格の変動リスクに晒されています。

これらの株式については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2021年3月31日における連結財政状態計算書計上額および公正価値については、次のとおりです。

なお、公正価値で測定する金融商品、および公正価値と連結財政状態計算書計上額が近似している金融商品は、以下の表に含めていません。

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書計上額	公正価値
償却原価で測定する金融負債		
借入金	383,355	383,407
社債	79,757	79,622
条件付決済条項に該当する政府補助金	101,865	99,771
合計	564,977	562,800

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりです。

(借入金)

将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(社債)

市場価格又は取引先金融機関等から提示された価格に基づき算定しています。

(条件付決済条項に該当する政府補助金)

将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

VII. 投資不動産に関する注記

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、東京都およびその他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）および商業用施設等を有しています。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

連結財政状態計算書計上額	公正価値
144,183	331,542

(注1) 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計年度末の公正価値は、主として社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づいて算定した金額です。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社の所有者に帰属する持分 2,025円18銭

2. 基本的1株当たり当期利益 88円13銭

IX. 重要な後発事象に関する注記

(非流動資産譲渡)

当社は、2021年4月26日付でお知らせしたとおり、2020年11月10日に公表しました「プロジェクトChange」に基づく持続可能な社会の実現に資する成長事業の創出に向けた投資原資の確保を目的として、非流動資産を譲渡しました。

1. 旧愛知事業所の有形固定資産の譲渡

当社の旧愛知事業所は2018年11月末に生産拠点としての機能を終了しており、その有効活用策について鋭意検討を進めてきましたが、当土地の立地特性を最大限活かした事業計画の提案を受け、譲渡しました。

ア. 譲渡資産の内容

資産内容および所在地	譲渡益	現況
有形固定資産（土地・建物など） 愛知県知多市北浜町11-1外（約119,000坪）	約160億円	遊休資産

※譲渡価額および帳簿価額については、譲渡先の意向により公表を控えさせていただきます。

また、譲渡益は、譲渡価額から帳簿価額および譲渡関連費用等の見積額を控除した概算額です。

イ. 譲渡先の概要

商号	オオノ開発株式会社
本店所在地	愛媛県松山市北梅本町甲 184 番地
代表者の役職・氏名	代表取締役 大野剛嗣
主な事業の内容	産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の収集運搬・中間処分・最終処分、土木工事解体工事の請負・施工 ほか
設立年月日	1973 年 11 月 19 日
当社との関係	資本、人的、取引関係、関連当事者などすべてにおいて特筆すべき事項はありません。

ウ. 譲渡の日程

2021年4月28日 売買契約締結
2021年5月13日 所有権移転

2. 投資不動産の底地の譲渡

賃貸用不動産として使用している下記の非流動資産を譲渡しました。

ア. 譲渡資産の内容

資産内容および所在地	譲渡益	現 況
投資不動産の底地 横浜市金沢区昭和町（約8,100坪）	約55億円	賃貸用不動産

※譲渡価額および帳簿価額については、譲渡先の意向により公表を控えさせていただきます。

また、譲渡益は、譲渡価額から帳簿価額および譲渡関連費用等の見積額を控除した概算額です。

イ. 譲渡先の概要

譲渡先は国内の一般事業法人ですが、譲渡先の意向により、詳細につきましては公表を控えさせていただきます。

なお、譲渡先と当社との間には、特筆すべき資本関係、人的関係、および取引関係はなく、譲渡先は当社の関連当事者には該当しません。併せて譲渡先が反社会的勢力ではないことを確認しています。

ウ. 譲渡の日程

2021年5月14日 売買契約および所有権移転

3. 業績への影響

上記の非流動資産の譲渡により、2022年3月期において、その他の収益約215億円を計上する予定です。

（当社による明星電気株式会社の簡易株式交換による完全子会社化）

当社は、2021年5月13日開催の当社および明星電気株式会社（以下、「明星電気」という。）の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、明星電気を株式交換完全子会社とする株式交換を行なうことを決議し、両社の間で株式交換契約を締結しました。

1. 本株式交換の目的

両社の技術・製品連携や人材等の経営資源の有効活用、協業の意思決定の迅速化などを通じて、I H Iグループとしてより一層のシナジー効果を創出すべく、明星電気を完全子会社化することとしました。

2. 本株式交換の要旨

ア. 本株式交換の日程

本株式交換契約承認時株主総会基準日	(明星電気)	2021年3月31日
本株式交換契約締結の取締役会決議日	(両社)	2021年5月13日
本株式交換契約締結日	(両社)	2021年5月13日
本株式交換契約承認時株主総会開催日	(明星電気)	2021年6月23日(予定)
最終売買日	(明星電気)	2021年7月28日(予定)
上場廃止日	(明星電気)	2021年7月29日(予定)
本株式交換の効力発生日		2021年8月1日(予定)

(注1) 本株式交換の効力発生日は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

イ. 本株式交換の方式

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社とし、明星電気を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手續により、株主総会の承認を受けずに、また、明星電気においては、2021年6月23日開催予定の定時株主総会において承認を受けた上で、2021年8月1日を効力発生日として行なう予定です。

ウ. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	明星電気 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.42
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：2,729,838株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

明星電気株式1株に対して、当社株式0.42株を割当て交付します。ただし、当社が保有する明星電気株式(2021年5月13日現在 6,772,000株)については、本株式交換による株式の割当ては行ないません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社株式の数：2,729,838株（予定）

上記株式数は、2021年3月31日時点における明星電気の発行済株式総数

（13,279,633株）および自己株式数（8,017株）並びに2021年5月13日現在における当社が保有する明星電気株式数（6,772,000株）に基づいて算出しています。

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が明星電気の発行済株式（ただし、当社が保有する明星電気株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時

（以下「基準時」といいます。）における明星電気の株主の皆さま（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、当社を除きます。）に対し、その保有する明星電気株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当て交付します。当社は、本株式交換により交付する株式として、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。なお、明星電気は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式

（2021年3月31日現在8,017株。本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により明星電気が取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

本株式交換により割当て交付する株式数については、明星電気による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠および理由

本株式交換比率については、公正性・妥当性を確保するため、当社は、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社を、明星電気は、株式会社ブルータス・コンサルティングを、それぞれの第三者算定機関として選定し、また、当社は、西村あさひ法律事務所を、明星電気は、中村・角田・松本法律事務所を、それぞれのリーガル・アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始しました。

両社は、それぞれの第三者算定機関から得た株式交換比率の算定結果および助言並びにそれぞれのリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案した上、両社間で株式交換比率について慎重に交渉を複数回に亘り重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行なうこととし、両社の間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

4. 実施する会計処理の概要

本株式交換による完全子会社化は、連結子会社の追加株式取得であるため、当社の連結財務諸表上、資本取引として処理されます。

(注) 連結財政状態計算表、連結損益計算書、連結持分変動計算書および連結注記表の作成にあたり、金額は単位未満を四捨五入表示しています。

貸借対照表（2021年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	607,588	流動負債	473,892
現金及び預金	57,669	支払手形	337
受取手形	770	買掛金	85,923
売掛金	160,919	短期借入金	185,622
契約資産	15,588	1年内償還予定の社債	20,000
仕掛品	169,457	リース債務	2,111
原材料及び貯蔵品	106,787	未払金	19,161
前払金	12,649	未払費用	29,658
前払費用	3,468	未払法人税等	531
未収入金	31,430	契約負債	86,186
短期貸付金	48,009	返金負債	23,226
その他	3,734	預り金	1,104
貸倒引当金	△2,897	賞与引当金	7,913
固定資産	586,126	役員賞与引当金	988
有形固定資産	220,976	保証工事引当金	2,877
建物	102,000	受注工事損失引当金	3,467
構築物	7,478	その他	4,780
船渠・船台	0	固定負債	469,709
機械及び装置	29,591	社債	60,000
船舶	0	長期借入金	225,100
車両運搬具	109	リース債務	7,347
工具器具備品	16,347	預り敷金・保証金	12,174
土地	50,672	退職給付引当金	105,948
リース資産	8,521	関係会社損失引当金	1,304
建設仮勘定	6,253	資産除去債務	4,568
無形固定資産	14,737	その他	53,266
特許使用权	1,016	負債合計	943,602
借地権	32	（純資産の部）	
施設利用権	32	株主資本	250,131
ソフトウェア	13,442	資本金	107,165
リース資産	145	資本剰余金	54,523
その他	67	資本準備金	54,520
投資その他の資産	350,413	その他資本剰余金	2
投資有価証券	20,371	利益剰余金	104,395
関係会社株式	166,450	利益準備金	6,083
出資金	1,119	その他利益剰余金	98,312
関係会社出資金	26,794	固定資産圧縮積立金	7,134
長期貸付金	2,861	特定事業再編投資損失準備金	485
繰延税金資産	61,697	繰越利益剰余金	90,691
その他	71,717	自己株式	△15,953
貸倒引当金	△599	評価・換算差額等	△431
		その他有価証券評価差額金	△354
		繰延ヘッジ損益	△77
		新株予約権	413
		純資産合計	250,112
資産合計	1,193,715	負債・純資産合計	1,193,715

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	405,845
売上原価	380,782
売上総利益	25,062
販売費及び一般管理費	56,695
営業損失	31,632
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	31,599
為替差益	4,372
その他	1,546
営業外費用	
支払利息	1,775
その他	6,038
経常損失	1,927
特別利益	
固定資産売却益	24,750
特別損失	
関係会社出資金評価損	6,741
旧愛知事業所内設備解体撤去費	3,930
税引前当期純利益	12,151
法人税, 住民税及び事業税	△6,399
法人税等調整額	2,538
当期純利益	16,012

株主資本等変動計算書

(2 0 2 0 年 4 月 1 日 から 2 0 2 1 年 3 月 3 1 日 まで)

(単位 : 百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計		
						固 定 資 産 圧縮積立金	特 定 事 業 再 編 投 資 損 失 準 備 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	107,165	54,520	9	54,529	6,083	7,651	485	47,029	61,249	△15,898	207,046
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額	-	-	-	-	-	-	-	30,113	30,113	-	30,113
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	107,165	54,520	9	54,529	6,083	7,651	485	77,143	91,363	△15,898	237,160
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当								△2,980	△2,980		△2,980
当 期 純 利 益								16,012	16,012		16,012
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△516		516	—		—
自 己 株 式 の 取 得			△6	△6						△312	△318
自 己 株 式 の 処 分										257	257
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)											
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△6	△6	—	△516	—	13,548	13,032	△54	12,970
当 期 末 残 高	107,165	54,520	2	54,523	6,083	7,134	485	90,691	104,395	△15,953	250,131

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△2,238	△74	△2,312	532	205,266
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額					30,113
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	△2,238	△74	△2,312	532	235,380
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△2,980
当 期 純 利 益					16,012
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					-
自 己 株 式 の 取 得					△318
自 己 株 式 の 処 分					257
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,883	△2	1,880	△119	1,761
当 期 変 動 額 合 計	1,883	△2	1,880	△119	14,732
当 期 末 残 高	△354	△77	△431	413	250,112

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

子会社株式および関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …… 期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ …… 時価法

(3) たな卸資産

仕掛品 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品 …… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース

取引に係るリース資産 …… 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース

取引に係るリース資産 …… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース契約日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金 …… 従業員の賞与の支払に充てるため、支給見込額を計上しています。

- | | |
|---------------------|---|
| (3) 役員賞与引当金 | 取締役等への金銭および株式の給付に備えるため、当事業年度末における金銭および株式の給付債務見込額に基づき計上しています。 |
| (4) 保証工事引当金 | 保証工事費の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の発生見込額を加味した見積額を計上しています。 |
| (5) 受注工事損失引当金 | 当事業年度末において見込まれる未引渡工事の損失発生に備えるため、当該見込額を計上しています。 |
| (6) 退職給付引当金 | <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。</p> <p>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。</p> <p>過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。</p> |
| (7) 関係会社損失引当金 | 関係会社の事業に伴う損失に備えるため、資産内容等を勘案して、損失負担見込額を計上しています。 |

4. 収益および費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- | | |
|--------------------|--|
| (1) ヘッジ会計の方法 | <p>①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっています。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象
借入金の金利変動リスクをヘッジするために金利スワップを利用し、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクをヘッジするために為替予約等を利用しています。</p> <p>③ヘッジ方針
リスク・カテゴリー別に必要なヘッジ手段を選択しています。</p> <p>④ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして有効性評価を行なっています。</p> |
|--------------------|--|

- (2) 退職給付に係る会計処理の方法・・・・・・ 計算書類において、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっています。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用を加減した額を退職給付引当金に計上しています。
- (3) 消費税等の会計処理方法・・・・・・ 税抜方式によっています。
- (4) 連結納税制度の適用・・・・・・ 連結納税制度を適用しています。
- (5) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用・・・・・・ 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行なわれた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

II. 会計方針の変更にに関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

この適用により、当社が参画している民間向け航空エンジンプログラムに関連して負担する費用や契約履行に伴い発生する損害賠償金等を、従来売上原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用に計上していましたが、取引の実態に鑑み変動対価や顧客に支払われる対価とし、売上高から減額する方法に変更しています。また、従来は工事完成基準を適用していた契約のうち、一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、工事進行基準を適用して収益を認識する方法に変更しています。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行なわれた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行ない、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しています。

この結果、当事業年度の売上高が87,894百万円、売上原価が85,472百万円、販売費及び一般管理費が2,595百万円それぞれ減少し、営業損失が173百万円、経常損失が4,354百万円それぞれ減少、税引前当期純利益が4,354百万円増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は30,113百万円増加しています。

なお、当事業年度の1株当たり当期純利益は、20円33銭増加しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」および「契約資産」に含めて表示しています。また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示し、「流動負債」の「未払費用」又は「保証工事引当金」に含めて表示していた顧客に返金することが見込まれる負債については、「流動負債」の「返金負債」として表示しています。

III. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の期末より適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しています。

IV. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・固定資産の減損

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた航空エンジンの有形固定資産、無形固定資産および投資その他の資産について、減損テストを実施し、当該資産の生み出す将来キャッシュ・フローが、当該資産の簿価を十分に上回る見込みであると確認し、当事業年度の減損損失の認識は不要と判断しています。

減損テストにおける回収可能価額の見積りにおいては、以下の仮定を置いています。需要回復については、国際航空運送協会（IATA）の情報に加え、事業パートナーから得た情報も鑑み、新型コロナウイルス感染拡大以前である2019年の水準まで回復するのは2024年と想定しています。また、回復スピードに関しては、2021年度は当事業年度から若干の回復がみられる程度としつつ、ワクチンの普及などによる集団免疫の確立や、それに伴う人の移動制限の緩和等により、徐々に速まると考えています。このような需要の回復に伴い、売上高および十分な営業利益を計上できると想定しています。

当事業年度の減損損失	－百万円
有形固定資産	78,259百万円
無形固定資産	6,967百万円
投資その他の資産	61,155百万円

・繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しています。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき課税所得の発生時期および金額を見積もっています。

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、特に民間向け航空エンジンにおける需要回復の時期やスピードに関する仮定や、「プロジェクトChange」における成長事業創出に向けた原資確保のための保有資産の売却益等を踏まえて、2021年度以降の課税所得を見積もっています。

このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行なっていますが、将来の不確実な経済環境の変動等の結果によって実際の結果と異なり、将来の課税所得の見積り、繰延税金資産の回収可能性等の判断に影響する可能性があります。現時点において前事業年度から繰延税金資産の回収可能性等の判断に重要な変更はありません。

繰延税金資産	61,697百万円
--------	-----------

V. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

投資有価証券

646百万円（注1）

関係会社出資金

4,663百万円（注2）（注3）

（注1）鹿児島メガソーラー発電㈱と金融機関との間で締結した限度貸付契約に基づく同社の一切の債務を担保するために、鹿児島メガソーラー発電㈱とその株主7社と金融機関との間で株式根質権設定契約を締結しています。

（注2）関係会社である七ツ島バイオマスパワー合同会社と金融機関との間で締結した限度貸出契約に基づく同社の一切の債務を担保するために、七ツ島バイオマスパワー合同会社とその出資会社9社と金融機関との間で社員持分根質権設定契約を締結しています。担保に供している資産額は2,793百万円です。

（注3）関係会社である小名浜東港バルクターミナル合同会社と金融機関との間で締結した限度貸出契約に基づく同社の一切の債務を担保するために、小名浜東港バルクターミナル合同会社とその出資会社6社と金融機関との間で社員持分根質権設定契約を締結しています。担保に供している資産額は1,870百万円です。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

382,385百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務（注）

金融機関等からの借入金等に対する保証債務は次のとおりです。

保証債務の内容	金額（百万円）
IHI Investment for Aero Engine Leasing LLC	10,530
(一財)日本航空機エンジン協会	3,539
IHI Turbo America Co.	2,212
ALPHA Automotive Technologies LLC	393
日本エアロフォージ㈱	295
計	16,971

(2) 保証類似行為（注）

金融機関等からの借入金等に対する保証類似行為は次のとおりです。

保証類似行為の内容	金額（百万円）
従業員の住宅資金等借入保証	3,623
計	3,623

（注）以下のいずれかに該当する場合には、当社の負担額を表示しています。

- ①債権者への対抗要件を備えた共同保証等の保証契約で、当社の負担額が明示され、かつ、他の保証人の負担能力に関係なく当社の負担額が特定されている場合。
- ②複数の保証人がいる連帯保証契約で、保証人間の取決め等により、当社の負担割合又は負担額が明示され、かつ、他の連帯保証人の負担能力が十分であると判断される場合。

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	73,010百万円
長期金銭債権	2,466百万円
短期金銭債務	121,034百万円
長期金銭債務	8,060百万円

VI. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

(1) 営業取引による取引高

関係会社に対する売上高	20,943百万円
関係会社からの仕入高	153,995百万円

(2) 営業取引以外の取引による取引高	42,089百万円
---------------------	-----------

2. 固定資産売却益

2020年11月10日に公表しました「プロジェクトChange」に基づく持続可能な社会の実現に資する成長事業の創出に向けた投資原資の確保を目的として、以下のとおり、当社が保有する土地の一部を譲渡したこと等により、固定資産売却益を計上しています。

資産内容および所在地	固定資産売却益
土地（約 8,350 坪） 東京都江東区新砂二丁目	16,797 百万円
土地（約 2,220 坪） 東京都江東区新砂一丁目	4,590 百万円
その他	3,363 百万円

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	6,165,348株
------	------------

（注）当事業年度末における自己株式数には、株式給付信託にかかる信託口が保有する当社株式552,400株が含まれています。

VIII. 税効果会計に関する注記

（繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因）

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損、退職給付引当金に係わるものであり、繰延税金負債の発生の主な原因は、投資その他の資産に係わるものです。

IX. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、地区事業所建物の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

X. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社および関連会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
子会社	(株)IHIプラント	東京都 江東区	500	建設業	所有 直接100%	事業機能 分担会社	・プラント事業 の現地工事等 の発注	(注2) 34,992	買掛金 未払金	12,141 466
関連 会社	(株)IHIファイナ ンスサポート	東京都 千代田区	200	リース業, ファクタリ ング業等	所有 直接33.5%	ファクタリ ング	・ファクタリ ング	(注3) 11,317	買掛金 未払金	1,952 341
関連 会社	ジャパン マリ ンユナイテッ ド(株)	横浜市 西区	57,500	造船業	所有 直接35%	資金の援助 役員の兼任	・優先株出資	(注4) 10,000	—	—

2. 役員および個人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
顧問	石戸 利典	—	—	(一財)日本 航空機エン ジン協会 (代表理 事)	被所有 直接0%	当社顧問	(一財)日本航空機 エンジン協会と の営業取引 (注4, 6) ・ジェットエン ジンの開発研 究を受託 ・上記に係る分 担金の支出 ・上記に係る助 成金受入 ・ジェットエン ジンの部品を 製作・納入 ・上記に係る分 担金の支出	570 780 2,543 53,096 119,720	— — — — —	— — — — —
役員	満岡 次郎	—	—	(一財)日本 航空機エン ジン協会 (代表理 事)	被所有 直接0%	当社代表取 締役会長	(一財)日本航空機 エンジン協会と の営業取引 (注4, 7) ・ジェットエン ジンの開発研 究を受託 ・上記に係る分 担金の支出 ・上記に係る助 成金受入 ・ジェットエン ジンの部品を 製作・納入 ・上記に係る分 担金の支出	368 575 1,341 20,502 4,586	— — 未払金 長期未払金 売掛金 契約負債 投資その他 の資産 (その他) 返金負債 —	— — 8,456 49,996 82,774 12,022 31,868 18,543 —

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。
また、取引金額には為替差損益が含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれて
います。

(注2) 取引金額・価格等については、市場価格を勘案して一般取引条件によっています。

- (注3) ファクタリング取引については、当社債務に関し、当社・取引先・(株)IHIファイナンスサポートの三社間で基本契約を締結し、決済を行なっています。
- (注4) 当社がジャパン マリンユナイテッド(株)の行なった出資者割当増資を引き受けたものです。
- (注5) 第三者の代表として行なった取引であり、取引金額、価格等については、一般取引条件によっています。
- (注6) (一財)日本航空機エンジン協会に対する未払金・長期未払金期末残高には消費税等が含まれていません。
- (注7) 石戸利典氏は2021年2月28日をもって(一財)日本航空機エンジン協会の代表理事を退任しており、上記の金額は当事業年度の在任期間にかかるものです。
- (注8) 満岡次郎氏は2021年3月1日をもって(一財)日本航空機エンジン協会の代表理事に就任しており、上記の金額は当事業年度の在任期間にかかるものです。

XI. 収益認識に関する注記

当社は、製品の販売、役務の提供および工事契約の実施を行なっています。

・製品の販売

製品の販売にかかる収益については、主として顧客が当該製品に対する支配を獲得する製品の引渡時点において履行義務が充足されると判断しており、通常は製品の引渡時点で認識しています。

・役務の提供および工事契約の実施

一定期間にわたって履行義務が充足される役務の提供および工事契約による収益については、顧客に提供する当該履行義務の充足に向けての進捗度を測定して収益を認識しています。進捗度の測定においては、履行義務の充足のために発生した費用が、当該履行義務充足のために予想される総費用に占める割合に基づき見積もっています。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。

XII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,681円31銭
2. 1株当たり当期純利益	107円78銭

(注1) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

当期純利益	16,012百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	16,012百万円
普通株式の期中平均株式数	148,561千株

(注2) 株式給付信託にかかる信託口が保有する当社株式を、期末発行済株式数および、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は552,400株、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は489,963株です。

XIII. 重要な後発事象に関する注記

(固定資産譲渡)

当社は、2021年4月26日付でお知らせしたとおり、2020年11月10日に公表しました「プロジェクト Change」に基づく持続可能な社会の実現に資する成長事業の創出に向けた投資原資の確保を目的として、固定資産を譲渡しました。

1. 旧愛知事業所の土地・建物の譲渡

当社の旧愛知事業所は2018年11月末に生産拠点としての機能を終了しており、その有効活用策について鋭意検討を進めてきましたが、当土地の立地特性を最大限活かした事業計画の提案を受け、譲渡しました。

ア. 譲渡資産の内容

資産内容および所在地	譲渡益	現況
土地・建物（付随する固定資産を含む） 愛知県知多市北浜町11-1外（約119,000坪）	約160億円	遊休資産

※譲渡価額および帳簿価額については、譲渡先の意向により公表を控えさせていただきます。
また、譲渡益は、譲渡価額から帳簿価額および譲渡関連費用等の見積額を控除した概算額です。

イ. 譲渡先の概要

商号	オオノ開発株式会社
本店所在地	愛媛県松山市北梅本町甲184番地
代表者の役職・氏名	代表取締役 大野剛嗣
主な事業の内容	産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の収集運搬・中間処分・最終処分、土木工事解体工事の請負・施工 ほか
設立年月日	1973年11月19日
当社との関係	資本、人的、取引関係、関連当事者などすべてにおいて特筆すべき事項はありません。

ウ. 譲渡の日程

2021年4月28日 売買契約締結
2021年5月13日 所有権移転

2. 賃貸用不動産の底地の譲渡

ア. 譲渡資産の内容

資産内容および所在地	譲渡益	現況
賃貸用不動産の底地 横浜市金沢区昭和町（約8,100坪）	約55億円	賃貸用不動産

※譲渡価額および帳簿価額については、譲渡先の意向により公表を控えさせていただきます。
また、譲渡益は、譲渡価額から帳簿価額および譲渡関連費用等の見積額を控除した概算額です。

イ. 譲渡先の概要

譲渡先は国内の一般事業法人ですが、譲渡先の意向により、詳細につきましては公表を控えさせていただきます。

なお、譲渡先と当社との間には、特筆すべき資本関係、人的関係、および取引関係はなく、譲渡先は当社の関連当事者には該当しません。併せて譲渡先が反社会的勢力ではないことを確認しています。

ウ. 譲渡の日程

2021年5月14日 売買契約および所有権移転

3. 業績への影響

上記の固定資産の譲渡により、2022年3月期において、固定資産売却益約215億円を特別利益に計上する予定です。

(当社による明星電気株式会社の簡易株式交換による完全子会社化)

当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、明星電気株式会社（以下、「明星電気」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換を行なうことを決議し、株式交換契約を締結しました。

1. 本株式交換の目的

両社の技術・製品連携や人材等の経営資源の有効活用、協業の意思決定の迅速化などを通じて、IHIグループとしてより一層のシナジー効果を創出すべく、明星電気を完全子会社化することとしました。

2. 本株式交換の要旨

ア. 本株式交換の日程

本株式交換契約承認時株主総会基準日	(明星電気)	2021年3月31日
本株式交換契約締結の取締役会決議日	(両社)	2021年5月13日
本株式交換契約締結日	(両社)	2021年5月13日
本株式交換契約承認時株主総会開催日	(明星電気)	2021年6月23日(予定)
最終売買日	(明星電気)	2021年7月28日(予定)
上場廃止日	(明星電気)	2021年7月29日(予定)
本株式交換の効力発生日		2021年8月1日(予定)

(注1) 本株式交換の効力発生日は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

イ. 本株式交換の方式

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社とし、明星電気を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手續により、株主総会の承認を受けずに、また、明星電気においては、2021年6月23日開催予定の定時株主総会において承認を受けた上で、2021年8月1日を効力発生日として行なう予定です。

ウ. 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	明星電気 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.42
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：2,729,838 株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

明星電気株式1株に対して、当社株式0.42株を割当て交付します。ただし、当社が保有する明星電気株式（2021年5月13日現在 6,772,000株）については、本株式交換による株式の割当ては行ないません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する当社株式の数

当社株式の数：2,729,838株（予定）

上記株式数は、2021年3月31日時点における明星電気の発行済株式総数（13,279,633株）および自己株式数（8,017株）並びに2021年5月13日現在における当社が保有する明星電気株式数（6,772,000株）に基づいて算出しています。

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社が明星電気の発行済株式（ただし、当社が保有する明星電気株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における明星電気の株主の皆さま（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、当社を除きます。）に対し、その保有する明星電気株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の当社株式を割当て交付します。当社は、本株式交換により交付する株式として、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。なお、明星電気は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（2021年3月31日現在8,017株。本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により明星電気が取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

本株式交換により割当て交付する株式数については、明星電気による自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠および理由

本株式交換比率については、公正性・妥当性を確保するため、当社は、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社を第三者算定機関として、西村あさひ法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選定し、本格的な検討を開始しました。

両社は、それぞれの第三者算定機関から得た株式交換比率の算定結果および助言並びにそれぞれのリーガル・アドバイザーからの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況、業績動向、株価動向等を総合的に勘案した上、両社間で株式交換比率について慎重に交渉を複数回に亘り重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行なうこととし、両社の間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社合意の上、変更されることがあります。

4. 実施する会計処理の概要

本株式交換は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）および「企業結合会計基準および事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）における共通支配下の取引等に該当する見込みです。

（注）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の作成にあたり、金額は単位未満を切捨て表示しています。

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

株 式 会 社 I H I

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

佐久間 佳之



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

大屋 浩孝



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

高梨 洋一



監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社IHIの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社IHI及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

株 式 会 社 I H I

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

佐久間 佳之 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

大屋 浩孝 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

高 梨 洋一 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社IHIの2020年4月1日から2021年3月31日までの第204期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第204期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

I. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

II. 監査の結果

1. 事業報告等の監査結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

2. 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

株式会社IHI 監査役会

常勤監査役 菅 泰三 

常勤監査役 新村 高志 

社外監査役 谷津 朋美 

社外監査役 岩本 敏男 

社外監査役 関根 愛子 

以上、原本と相違ありません。

2021 年 6 月 8 日

明星電気株式会社

代表取締役社長 池山 正隆

